

第三十三回 参議院内閣委員会議録 第二号

(六二)

昭和三十四年十一月十二日(木曜日)午前十一時七分開会

出席者は左の通り。

委員長

中野 文門君

理事

増原 恵吉君

村山 道雄君

伊藤 謙道君

横川 正市君

委員

伊能繁次郎君

大谷 篤潤君

木村篤太郎君

下條 康藏君

下村 定君

一松 定吉君

鶴園 哲夫君

松本治一郎君

矢嶋 三義君

山本伊三郎君

辻 政信君

植竹 春彦君

赤城 宗徳君

権名悦三郎君

内閣官房長官

郵政大臣

國務大臣

○國の防衛に関する調査の件
(航空自衛隊の次期主力戦闘機の機種選定に関する件)
(水戸射撃場における米軍の爆撃演習に関する件)
○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○國家公務員制度及び恩給に関する調査の件
(國家公務員共済組合の掛金率等に関する件)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、國の防衛に関する調査を議題として議事を進めます。政府側御出席の方々は、赤城防衛庁長官、小幡防衛政策次官、門叶防衛厅長官、人事院事務総局給与局長、瀧本忠男君、防衛会議事務局長、以上の方々でござります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 私は、この次期主力戦闘機の問題については、わが國の今後への国防政策とあわせ從来重大関心を持った参ったわけですが、最近岸

内閣においてはロッキード採用に決定したことが伝えられておりました。従つて、決定しました六日の翌日、偶然にも決算委員会で防衛府関係の審議が行われましたので若干ただしました。しかし、この問題は、終局的に審議が行われましたので若干ただしました。しかし、私は決算委員会においてはちよつとおくれて、総理並びに国防会議議長としての岸さんに対する質問は保留した。本会議において緊急質問をすべく先を通じて要求しました。ところが、本会議における緊急質問は、抑えられたのであります。従つて私はこれに対しては非常に不満である。本委員会において徹底的にこの問題は調査して参るつもりであります。で、本日は時間の許す限りにただしたいと思ひるのであります。その要點はグラマンからロッキードに変つた理由、それから現在の階段において主力戦闘機種としてはどれが最も優秀なのかといふ、この私の若干調査研究したことから性能の問題、それから第二点としては、はたして今の科学技術兵器の進歩の段階において、伝えられるようないいところを先般の委員会で答弁しておきました。このたびの国防会議においては資料は提出されたかどうか、その点を簡単にお答え願います。

○政府委員(広岡謙二君) 六月十五日から詳細なる調査の結果につきましては、国防会議におきましては、最初に報告がございました。それでもつて一応質疑応答が二、三あつたのであります。切りかえまして、そして源田調査團長がこれまでして、そして源田調査團長から詳細なる調査の結果につきましては、国防会議におきましては、最初に報告がございました。それでもつて一応質疑応答が二、三あつたのであります。するが、それを終わりまして国防会議から詳細なる調査の結果につきましては、国防会議にF-104Cのデータを事務局として提出したことがあるかないか。かつて国防会議においてF-104Cロッキードの検討をしたことがあるか

ういう事情でございます。

○矢嶋三義君 あなたは、国防会議に

提出される資料は、専門的な面は防衛

局の内局から提出されて参る資料を検

討されて出されるということになつて

いるわけであります。その国防会議

については、局長としては責任を持ちま

すが、持ちませんか。

○政府委員(広岡謙二君) 当日の国防会議に出ました資料と申しますのは、先ほど申しましたように、機種の決定にあたつて参考となる調査団の報告と

いうものは、源田空将から直接みずか

ら説明があつたわけであります。それと、価格等の問題につきましては、幹事会におきましても防衛局側から説明があります。まず、広岡国防会議事務局長に伺いますが、六月十五日グラマン内定が提出されることなく白紙還元されたと

いうことを先般の委員会で答弁してお

ります。このたびの国防会議においては資料は提出されたかどうか、その点を簡単にお答え願います。

○政府委員(広岡謙二君) 六月十五日から詳細なる調査の結果につきましては、国防会議におきましては、最初に報告がございました。それでもつて一応質疑応答が二、三あつたのであります。するが、それを終わりまして国防会議から詳細なる調査の結果につきましては、国防会議にF-104Cのデータを事務局として提出したことがあるかないか。かつて国防会議においてF-104Cロッキードの検討をしたことがあるか

どうか、お答え願います。

○政府委員(広岡謙二君) 昨年の四月十二日、いわゆる内定を見ましたときにおきましては、当時F-104Cのデザインとしての数値を報告提出したことがござります。

○矢嶋三義君 資料は戦闘機種の性能等を審査するに資料として不十分なものであつたが、十分なものであつたか、いかようにあなたは判断されておられますか。

○政府委員(広岡謙二君) 防衛厅から提出されたされたその資料は、その時点におきましては、可能の範囲において調べ上げた資料であつたと私は考えております。

○矢嶋三義君 しかばら、その時点において可能であったとなれば、その時点とこのたび源田さんがお歸りになつて提出されたF-104Cの資料との相違点を明確に示してもらいたい。

○政府委員(広岡謙二君) その資料につきましては、公表をいたしておりませんので、私からこれを申し上げると、いうことは、私自身の判断において申し上げるということはできないと考えます。

○矢嶋三義君 だから私は議長の出席を願つておるわけですが、岸総理、岸議長の答弁を後日求めることに保留しますがね。どういうわけで発表できません。従来コンペアにしても、あるいはノースロップにしても、グラマンにしても、ロッキードにしても、全部資料を出しておるじゃないですか。どういうわけでこの段階になつて資料が出せないと言うのですか。だからそれともうことをあなたは言われたのですか。今までロッキードF-104Cに資料を出されて、私は今持つておるその出

された資料を。この資料が今度の源田報告によつて著しく変わつてきました。その点をお答え下さい。それが答えられないようだつたら、その今までいけないと言つておつたF-104Cが急にベントだといふ、そういう結論が出来るはずがないじやありませんか。事務局長がそれを知らないはずはない。お答え願います。

○政府委員(広岡謙二君) 防衛厅側からそうち資料を参考資料として出されておるのか私は承知いたしませんけれども、事務局としてこういうものを私から持ち出すといふ自由を持つてないのです。

○矢嶋三義君 防衛厅長官、伺います。では、今度の源田報告によつて航続距離は二百ノーチカル・マイル以下であるといふに考えておつたところは二百マイル以上であつたら非常に遅れ、それから滑走路、こういうものは非常に改善された、こういうふうに判断されたのでありますか、どうですか。

○政府委員(広岡謙二君) 時間の関係がありますから、要点をしぼつて簡単にお答え願います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 前に、行動半径等については日本の事情から充足しない、しておらぬといたことであります。しかし、今度の報告によりますと、行動半径につきましては、二百ノーチカル・マイル以上である、こういうことで、行動半径等については、従来の報告と違つた報告がありました。従来コンペアにしても、ある

陸ができる、こういうことで前のと違つた報告があつたのです。

○矢嶋三義君 それでは源田さんが出発する前は、滑走路は何フィートといふことになつておつたのです。また航続距離は幾らとなつておつたですか、お答え願います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 行動半径等については、三百ノーチカル・マイル以下であるといふに考えておつたところは三百マイル以上であつたら非常に遅れ、それから滑走路距離は二百マイル以上であつたら非常に遅れ、それから滑走路距離は二千フィート程度が必要である、

○矢嶋三義君 あなたはこれから聞いてそういうふうに考えておつたわけですね。四人のパイロットが操縦してそれをやつてみて八千フィートで間に合つた、性能等が非常に出て行く前と、実地に操縦してみたら違つておつた、こういう報告です。

○矢嶋三義君 あなたはこれから聞いてそういうふうをいひますか。事務局並びにあなたをすべて含めて全責任をとりなさい。どこからそういう数字が出てくるのですか。ちゃんともうすでに私がいただいている資料に、今あなたが冒頭に述べた通りの数字が出てゐるのです。行動半径は二百以上、それから滑走路距離は約八千フィー

ト弱、こういう資料がちゃんと出ておる。この資料を示しながら当時の防衛省長官、装備局長、防衛局長、それからわかつたのじやない。源田さんがおいでになる前あなた方がグラマンですか。防衛厅がお出でする滑走路距離は日本現在の飛行場においては、滑走路も十分ちょうど無理だ、こういうことであります。だから逃げ込んでいる。その一つとして、あなたは安全性能の問題とか、あるいは航続距離の問題とか、あるいは滑走路距離の問題とかあるいは全天候性の問題とか、ファイア・コントロール・システムの問題とか出している。これを一つ一つ追及していくばかりで、ところが今度の調査團の結果は、二百ノーチカル・マイル以上だと、こういうふうになつております。うそでも何でもありません。前の報告と現地に行つて違つたところははつきりしています。滑走路距離

字はちゃんと全部われわれに資料として出されております。それからあなたは衆議院の委員会、私傍聴しましたところが、八千フィートであつたならないよろだつたら、その今までいけないと言つておつたF-104Cが急にベントだといふ、そういう結論が出来るはずがないじやありませんか。事務局長がそれを知らないはずはない。お答え願います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 行動半径等については、三百ノーチカル・マイル以下であるといふに考えておつたところは三百マイル以上であつたら非常に遅れ、それから滑走路距離は二千フィート弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、使うしない。だからロッキードはロッキードは滑走路距離六、七千フィートでいいと思って行ってみた、ところが大体八千フィート近く要るようだ、それでは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、あなたは衆議院の予算委員会あるいは内閣委員会あたりを傍聴しておられます。内閣委員会で申し上げたのであります。この滑走路距離からいつても困るのだと申し上げたとき、実地に操縦してみたら違つておつた、こういう報告です。

○矢嶋三義君 問題は赤城さん、問題は、あなたはこれから聞いてそういうふうをいひますか。事務局並びにあなたをすべて含めて全責任をとりなさい。どこからそういう数字が出てくるのですか。ちゃんともうすでに私がいただいている資料に、今あなたが冒頭に述べた通りの数字が出てゐるのです。行動半径は二百以上、それから滑走路距離は約八千フィー

ト弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、使うしない。だからロッキードはロッキードは滑走路距離六、七千フィート弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、あなたは衆議院の予算委員会あるいは内閣委員会あたりを傍聴しておられます。内閣委員会で申し上げたのであります。この滑走路距離からいつても困るのだと申し上げたとき、実地に操縦してみたら違つておつた、こういう報告です。

○矢嶋三義君 問題は赤城さん、問題は、あなたはこれから聞いてそういうふうをいひますか。事務局並びにあなたをすべて含めて全責任をとりなさい。どこからそういう数字が出てくるのですか。ちゃんともうすでに私がいただいている資料に、今あなたが冒頭に述べた通りの数字が出てゐるのです。行動半径は二百以上、それから滑走路距離は約八千フィー

ト弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、使うしない。だからロッキードはロッキードは滑走路距離六、七千フィート弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、使うしない。だからロッキードはロッキードは滑走路距離六、七千フィート弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィートになると日本飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけでは、使うしない。だからロッキードはロッキードは滑走路距離六、七千フィート弱、何ですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのです。これは困る。八千フィート

る。防衛省から出されたこれを私は持っている。この資料にちゃんととそろ書いてある。そういうことをかしこしなさんなよ。よろしいですか。広瀬さんには質問返りますよ。

岡局長は、三十三年九月一日、衆議院の決算委員会において、新しく性能比較表としての資料を提出しております。この機種については前回と同様でございます。つまりこのときには、F-104につきましてはF-104AとF-104Cといふものをばつきりとそういう呼称のもとにその比較表の中に整備いたして入れてあります。こういふうちにあなたは答弁している。今さらF-104の資料を出さなかつたとは言えない。なぜかと言えば、河野一郎さんがF-104の検討が足らぬじやないか、だからハル社長も来ているんですから、ロッキードの説明を聞くべきだと言つて、あなたと今井事務次官に圧力を加えた。それには会議の持ち方が悪いとあなた方叱られたでしよう。その速記録が残っているじやないですか。そうして、八月の七日と八日とホテル・テートにおいて、これもあなたがちゃんとと資料を出している。防衛省の全幹部がそろつロッキードの104Cの説明を十分聞いているじやないです。そして、左藤防衛廳長官、小山裝備局長、加藤防衛廳長、口をそろえて、河野一郎さん、川島幹事長さんの希望をもったから、二日間F-104Cの十分説明を聞いたが、やはりいけないんだといふことをちゃんと速記録に残していらっしゃるじやないです。だから、昨年のあの時点において、F-104Cの検討は不十分であつたというようなことは絶対

に言えないわけです。広岡事務局長は、出した資料に責任を持つといらんならば、あなたは責任をとつて引責辞職すべきである。(「そんなことを言う必要はない」と呼ぶ者あり)がお考えになつておりますか。答弁を求めます。(「うそを言わな、はつきりと言えよ。」と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 F-104 AからF-104 Cになつたのは、エンジンを3型から7型に変えただけですよ。そして少しどこか機体でもいじつたようです。しかし、この以前に出された資料と、このたび決定されてから発表されているこの性能に関する数字は、一つも變つて否定しておつたロッキードがベストとならねばならぬという理由は何もないわけです。そこを私は聞いたただいているわけです。特に河野一郎さんは、三十三年九月九日の衆議院決算委員会で、こういうことを述べておられますよ。自分はF-104 Cの検討が、防衛庁で不十分だと思つておりますが、これは私の全く不注意でございまして、F-104 Cというものを防衛庁では十分研究しておつたそらであります、こういうふうに問題を投げかけた河野一郎氏自身、防衛庁においてF-104 Cを十分検討しておつた、それに基づいての資料が国防会議に出されておつた、こういうふうに述べられているわけです。従つてこの点も防衛庁長官は、はつきりわれわれが了解できるよう答弁して下さい。

しのよう、F-104Cが開発されて出てきたといふこと、従つて四月十二日の資料が、だんだんと明らかになつた資料が出てきたわけであります。そういうことがありますから、その資料を次々と検討しておりますことは当然です。検討の過程におきまして、いろいろ比較の点において問題も出てきておりましたし、あるいはまた御承知のように、その途中において、西独でもF-104Cを採用したと、こういうような事情もあります。西独と日本とはもちろん事情は違ひであります。しかしそういうような事情もありましたので、これはまた国会等の論議もありますして、そういう点で、これはやはり慎重に機種を決定することが、国会对ししましても、国民に対しましてもわれわれの責任であると、こういふふうに考えましたので、本年の六月になりましたして、一応これは白紙に返しまして、そろして権威ある調査団を派遣して、その調査団の調査の結果を待つて、それを尊重して決定しよう、こういうことに相なつたのでありますから、資料の点においては、中途においてそれをつけ加わつたものもあると思います。それから、現地ではんとうに操縦してみなければ、それが確認できないというようなものもあつたろうと思います。ところが、現地の調査団が現地において操縦し、確認し、技術の調査等もいたしまして、そうして白紙に返つたところから、新たに出发いたしまして機種を決定した、こういう段階になつて決定された、こういうことでござります。

問題につきましては、私みずからが決定するつもりでございまして、今の段階においてそぞういうことを申す時期ではございません。私こう考えます。

○矢嶋三義君 あなたも男ですから、十分心静かに速記録を調べて、お考えになつていただきたいと思います。私はあなたが責任をとるまで追及します。よ。本国会中速記録をたてに、あなた行政的責任を追及いたします。

それから赤城防衛長官に伺います。が、從来私はあなたには、非常に人となりに敬服して敬意を表しておつたのあります。たんぽの中にいる食用ガエルのような格好で、雨よ降れ降れ、実れ実れというよくな、非常に誠実な方您的ように思つておりますたところが、このたび君子豹変して、全く吉ダスキのよくな様相になつて参つたことに私は義憤を感じてゐるのですが、この古ダヌキが元の誠実な食用ガエルの様相に返るまで、徹底的に追及するつもりです。あなたが、ごまかそらとしている点が、私は気に食わないのですよ。たとえばロッキーが開発されたといいましても、今までにわれわれに答弁した資料から、そういう数字が出てきていない、同じなんです。ロッキーの脱出口が下にあるのは危険だから上」というのは、とつくにそのときからわかつてゐるのです。その条件で審議しているのです。このたびアメリカでは、上部からの脱出に改良するのあります。何も安定性を高めるために日本に持たせる方針だということも、私はニースとして持つてゐるわけであります。何も方針をやめて、その開発費は日本に持たせる方針だということも、まったくことじやないのですよ。またケ

ラマンを内定した防衛省が、こぞつてグラマンを支持している時代に、そういうものははつきりとわかつておったことなんですね。何も最近そういう開発が行なわれたわけじゃない、そういう点を、しろうとをこまかすようなことを私は言つている点が気に食わない、要するところ私の判断では、ロッキードの

ことを記者団に話したなどとは出でおりません。従つてグラマンにして、あるいはコンペアにしても、ロツキードにしても、その四人のパイロットの採点したその表といふものを発表しなさい。発表して下さい。それ、発表できぬということはないと思う。いかがですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) たんぼの中の食用ガエルが古ダヌキになつたといふような御発言は、御自由でございましょうけれども、私がごまかしたということだけは一つお取り消し願いたい。私はごまかして答弁したり何かしました覚えはありません。今の脱出日の問題につきましても、脱出装置をやつとるということはわかつておつたでしょう。わかつておりますが、現実にそういうことになつておるということは、これは現地に行つて調査した結果、確認したのです。確かめ、これは前からそういうことを言われておつて今度初めて発見したのではないとしても、向うへ行つて確認したこととは事実でございます。それから調査団が出る前からロッキードにきめていたのではないか、こういうことは、大間違です。私はこの委員会におきましても、調査団の調査の結果をお尊重する、こういうことを書いていました。伊能前長官もおりますけれども、国防会議その他におきましても、権威ある調査団を派遣してやるといふことが、これはやはり公正なり方なつておつたのでありますから、決して新聞あるいは情報等に伝えられる方法はないじやないか、こういうことに相なつておつたのでありますから、決して新聞あるいは情報等に伝えられる方法はないじやないか、このようなことにおきます。

ようなつもりだということではあります。コンペアといふことであるならば、コンペアで推す、こういうつもりで私はありますならば、私はそれで國防會議を推すつもりでおつたのであります。私がごまかして報告したとかそういふことはないのですから、御了承を願いたいと思います。

それから今度の調査団のパイロットの乗つた結果を、數字的にいろいろな点観表を報告したらどうか、こういうことになりますが、これにつきましては、米軍の機密に関する問題もあります。するから、數字的には申し上げかねます。しかし、私の報告を聞きましたのによりますれば、パイロット全部がF-104Cが日本にとって最も適当だ、F-104Cが日本にとって最も適当だ、一、二やはり議論はあつたということを聞いています。聞いていますが、これは機種決定を左右するような議論ではありません、こういうことでパイロットも全部一致して採用するのにはF-104Cを推薦する、こういう結論でござります。

決定しておる。またカナダにおいてもグラマンとロッキード、 104°C との間ににおいていすれを採用すべきかという実際の研究がなされておつたのであります。が、 104°C に決定しそうだといふよう、いわゆる外圏における新たな事情等もあり、かたがた手をされた資料だけでは現実に乗つておらないといふ点から、 104°C も開発せられたのであるから白紙に返して調査團を送るという決定を見たことは、防衛庁長官のお話しお通りで、ただいま御答弁がありましたが、おそらく源田調査團報告と、いうものを全部公表するということは、いろいろアメリカあるいはそれに關係した軍事上の機密等で長官のお話しじごとくできないということも、われわれもこれはもちろん了承しなければならぬと思いますが、矢嶋氏のお尋ねに対する事態をできるだけ解明せんとして提出せられた資料等を一べん整理せんとして、私は系統的に、新しい事情、まあ脱出口の上下の問題等もありますが、エンジン・ストップをやつた滑空の問題、これは現実に乗つて資料が出来たのだらうと思います。われわれ当時乗らないで図上で調査をしておつた際に、おいては、グラマンとF-104 104°C ではエンジン・ストップをした際におけた現実の滑走あるいは離着陸の問題等について、現実に乗つた結果こういふ危険ではないかといふような感じを持つておつた。しかしその他いろいろな資料であるということについては、私はいすれの機械もしくは航空機なものであつても、設計せられた當時

の性能、それはやはり技術的には当然ある程度の安全度といいますか、アローランансをはるかに下回つた程度で安全度が保たれておる。そういうふうないろいろな事情もあつたんだろうと思いますので、それらの事情等について整理をせられて私は御答弁を願つた方が、矢嶋委員の質問に対する解説の点においても適当であり、また今回ロッキードにきめられたことは、私は國關係のあるアメリカ関係の人から伺つたのでありますするが、源田調査団の実際に乗つてテストした結果は、アメリカにおいて非常に賞讃せらるべきものであつたというようなことも伺つておりますので、あの資料についてはわれわれは全幅の信頼を置く、ただ、その全幅の信頼を置く資料が、全幅今現在の時点において公表せられないといふことは、これは軍事機密その他あつてやむを得ない点もあるうかと田嶋委員の新しい事情と対照しておられますので、それらを防衛庁内におかれても、昨年の四月の十二日以後のところの資料等を、全部整理をせらるゝ上で、今回の新しい事情と対照して御回答せられるならば、おそらく國でも納得するし、また同時に国会において云々といった際においては、國防会議が全責任を持つて、あの問題を最高首

脳部の国防会議のメンバーにおいて決定したことであつて、これについて私は広岡事務局長がどうとかころとかいうことは追及すべき筋合いのものではない。かように考えますが、これは個人の意見で、私がどうこうするといふ筋合いのものではありませんが、私自身はそう思つておりますので、でき得べくんば四月十二日以後の資料を全部整理をして、新しい事情と対照して、十分精細な御答弁があれば、この問題は天下に明らかにされ得るものであるし、また今回の決定も公明であつたと私は確信しますので、その辺の御配慮をわざわざしたい、かよろに考えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) ごもっとともござります。実際に操縦いたしました結果が從来言われておりました点と違つてある点が數点あります。でありますので、前の左藤防衛府長官もその時議会において説明したことなどございます。でありますので、従来の報告をしておりました点と、実地に操縦あるいは検討した結果において違つて出てきた問題がござります。一例を申し上げまするならば、速度とか上昇力、こ

ういのは從来考えておりました性能その通りであります。こういうことが明らかになつておりますが、操縦性等につきましては、自動制御装置の機能が非常に良好であるので、何ら不安がないといふようなどと判明しております。あるいは飛行安定、あるいは座席内の諸装置の計器は整備されておつて、飛行前及び飛行中の点検が容易である。こういうことなどが判明しておられます。滑走路の長さ等においては、依然これは長いことが必要であります

が、八千フィートの滑走路で足りると定したことであつて、これについてはいろいろな結論になつております。こういういろいろな点がござりますの定したことであつて、これについては、いういろいろな点がござりますので、ただいま御発言の御趣旨はもつともない機会に整理の上に前と違つた点などに重点を置きまして御報告申し上げたいところ考えております。

○辻政信君 ただいまの伊能委員の質問並びに赤城長官の答弁に関連をいたしまして、大へん失礼ですが、赤城さんは確信しますので、その辺の御配慮をわざわざしたい、かよろに考えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) ごもっとともござります。実際に操縦いたしました結果が從来言われておりました点と違つてある点が數点あります。でありますので、前の左藤防衛府長官もその時議会において説明したことなどございます。でありますので、従来の報告をしておりました点と、実地に操縦あるいは検討した結果において違つて出てきた問題がござります。一例を申し上げまするならば、速度とか上昇力、こ

ういのは從来考えておりました性能その通りであります。こういうことが明らかになつておりますが、操縦性等につきましては、自動制御装置の機能が非常に良好であるので、何ら不安がないといふようなどと判明しております。あるいは飛行安定、あるいは座席内の諸装置の計器は整備されておつて、飛行前及び飛行中の点検が容易である。こういうことなどが判明しておられます。滑走路の長さ等においては、依然これは長いことが必要であります

が、八千フィートの滑走路で足りると定したことであつて、これについては、いういろいろな点がござりますの定したことであつて、これについては、いういろいろな点がござりますので、ただいま御発言の御趣旨はもつともない機会に整理の上に前と違つた点などに重点を置きまして御報告申し上げたいところ考えております。

○辻政信君 ただいまの伊能委員の質問並びに赤城長官の答弁に関連をいたしまして、大へん失礼ですが、赤城さんは確信しますので、その辺の御配慮をわざわざしたい、かよろに考えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 秘密会にすらして、この疑惑を解くためには、当委員会に源田調査団長を呼び出して、そ

うしてほんとうの彼の信念を、機密にわたらない範囲でわれわれは聞かしてもらいたい。そのことを長官にお願い

し、委員長にお願いをして、できるな

れば、なるべく近い機会にその長官をここへ出してもらいたい。それを申し上げておきます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今までの慣例としては、なるべく制服の者は出さないということになつておりますが、

○矢嶋三義君 では国会議員がその秘密会まで開いて要求した場合に、答弁

しなくてよろしいという法的根拠はどうありますか。第一そういうような、

国会議員が秘密会を開いてまでお答え

することのできないような、かよろに

できますか。失礼ですが、これは何という

飛行機ですか。(國務大臣赤城宗徳君)

「コンペア……」と述べて下さい。

○委員長(中野文門君) 速記とめて下

ます。それが、これは何という

飛行機ですか。(國務大臣赤城宗徳君)

「コンペア……」と述べて下さい。

○国務大臣(赤城宗徳君) そういうことはありません。F-106 Aもお話しのようになりますと、優秀な航空機であります。特に武装、全天候性においてはすぐれておる。しかしF-102は、速度とか上昇力において相当劣つておつて、二、三年後の戦闘機としては性能上不十分であろう。またF-106は、F-104 Cに比較して、やはり若干速度、上昇力等において劣つておる。今度発見した一番の問題は、私はしようとすれば詳しいことはわかりませんが余剰推力等においてありますか、余剰推力の点においてはF-104 Cが非常にすぐれている。これは多用途性におきましても、またその他の点においても重大な要素だ、こういうことでありますので、りっぱな飛行機です。こればかりではあります。ほかの飛行機もそれぞれ特質があります。りっぱなんだ、しかしながらF-104 Cには劣つておる。また、操縦してみて若干不利な点も認められる。また価格の点では非常に高い。こういうことでありますので、りっぱなんだん比較検討していつた結果は、F-104 Cが日本において最も適当なんだ、こういう結論でございますので、二つを並べて、F-104 CとF-106とを比較して、それを政治的な判断からF-104 Cにきめたということではございません。調査團の報告そのままを採用することに相なつたのであります。

帰りになつたといふことをあなたはこの前御答弁されている。だからそれを秘密会で公表することは何ら差しつかえないですよ。また要求したら、せざるを得ないです。憲法上からいっても法律上からいつても、私はそれをすべきだと思う。よその国ではほかの飛行機をとるかもしらぬが、日本の国情、地形上から考へれば、この飛行機が一番いいという結論を出した以上は、その表は出せると思うのです。加藤防衛局長が来てないのは、その点がこわいから来てないのでしょう。加藤防衛局長は、従来速記録で、私から問われたならば答えられないほど明確な答弁をしている。だから当然加藤防衛局長、今、中小企業庁長官に転出した小山装備局長等は行政的責任があると思う。私はそう考える。加藤局長は、衆議院の予算委員会にも出席しておられない。内閣委員会にも出席しておられない。あの人はさすがりっぽな人です。私はお氣の毒だと同情していたのですが、けさの読売新聞には、加藤防衛局長は辞意を表明したと四段抜きで写真入りで出ておる。加藤防衛局長の心境としては、そうだろうと思う。これは、防衛庁の内局が、政治家であるあなた方、岸さんを頂点とするあなた方に一つのレジスタンスをやつておるのだと思う。りっぱな行動だと思う。さらに国民の疑惑は深まるわけです。加藤防衛局長はあなたに辞意を表明しているでしょう。いかがですか。

が、承知しておりません。
○矢嶋三義君 それではゼネラル・ダ
イナミックス会社とゼネラル・エレクト
トリック会社で試作を命ぜられてや
ておりました原子力飛行機、これは、
アメリカとしてはすでに約九億ドルを
投入して開発を会社に依頼しておつた
わけですが、これを中止したと
ことを知っておりますか、知つておりま
せんか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 承知してお
りません。知りません。知つております
せん。

○矢嶋三義君 しかば、午後の質疑
をするまでに、米軍の顧問団に照会し
て本委員会に出席していただきたい。
ということは、もうすでにミサイルな
制下に入つて、有人戦闘機はこれか
開発してもむだだといひので、アメリ
カ側は開発をやめちやつた。そうして
今からロッキードは日本は大きな金
その権利を貰つて、そして技術を習
していくつて、そうして日本の大きさ
財政を投入して、そして開発をして
も、これは発展性がない。死に金
すよ。だからこれから五年後にロッ
キードが二百機できたとき、すでに
れは兵器としてはもうむだなもの
なつていて。役に立たぬものになつ
いるわけです。それは今のアメリカ
国防総省が三マッハ程度の有人戦闘機
の開発に数億の金を投入しておりな
らその開発をやめたという、これが
はつきりすることなんです。だから
常にむだなことなんですね。そない
立場から言えど、そこに主力戦闘機
用論といひものが出てくるわけです。
これはあとでまた価格の問題ともあ
せ考えるときに、非常にむだだとい

F—108 新戦闘機は、これは三マツハ級だというのですが、この開発を国防総省はノースアメリカンに依頼しておったのに中止をした、こういう事実を知らなくちゃいけませんよ。また、その原子力飛行機にしても、約九億ドルも開発を依頼しておいて、その途中でやめた、その事実から今後の有人戦闘機というものははどうなっていくかという見通しは立つわけで、そういうことを知らないで、私はロッキード・グラマンかコンベアかということを争つて、これから何年もおくれてから千億以上の金を投入して生産をするということは、そういう立場からも、非常に世界情勢に私は沿つていないとと思うのです。従つて午後質疑する関係がありますから、これらの点を軍事顧問團に問い合わせしてお答え願いたいと思います。よろしくおございます。

い限度だ、今の開発されたのが人が乗

るとしては限度である。こういうふうに聞いております。いずれ午後……。

○委員長(中野文門君) これにて暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

○委員長(中野文門君) 内閣委員会を開会いたします。

午後一時四十三分開会

○委員長(中野文門君) 内閣委員会を開会いたしました。

まず、去る十月三十一日、予備審査のため本委員会に付託されました。郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、政府から提案理由の説明を聴取いたしました。

○國務大臣(植竹春彦君) 郵政省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

この法律案は、大臣官房に「官房長」を置くことを内容とするものであります。

郵政省の大臣官房は、二十六万余の職員を有する行政官庁の官房として、

省の発足以来、人事部等三部を含む大いに電気通信行政を行なうようになり、その事務が質的及び量的にも発展して参つたのであります。それに伴ないまして、省外との接觸、総合調整その他内外にわたる官房の事務を一そ

う適切確実に行なう必要度が増大して参りましたので官房長を設置しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○横川正市君 提案の説明だけを聞い

てきまうは審議をいたさないという決

定でありますので、私は要望を二、三

申し上げまして、次回からの審議に郵

政当局として準備していただきたいと

思います。ことに郵政省設置法の法律案は、今回で、もう四度国会に提起さ

れて、前三回ともそれ成立を見な

かつたという、いわば相当因果を含んだ法律案であると思います。それ自体の内容からいきますと、すでに各省

全部設置されておりまして、法務省だ

けが必要でないとしてこれを置いてお

らないという事情で、それに付隨し

て、私は第一に郵政当局の持つております現在の行政上の運営について、單

に官房長だけが置かれることによつて完全だといふうには簡単に考えられ

ない幾つかの問題があると思ひます。

それは郵政省当局の收支の問題でも、

相當現在は苦慮されて予算編成をされ

ておるという問題も一つありますよ

う。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなく

思ひます。そういう点で、

私は次には郵政の行政上の運営につい

て、定員法上の問題からこれまで難渋

をしておるといふうには簡単に考えられ

ないであります。それを内訳して見ます

○委員長(中野文門君) 本案の自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、休憩前に引き続き、國の防衛に関する調査を議題として議事を進めます。ただいま

政府側から丸山調達府長官及び真子次長が出席いたしております。なお、防衛府長官らは二時過ぎに出席の予定でござります。それでは御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○横川正市君 私は次に政府で決定をいたしております東海村の原子炉の発電炉の設置問題をめぐつて、二、三地域の状況から御質問を申し上げたいと思ふのであります。ちょうど東海村のあの周辺の地図をお示しますと一番

よくわかりになるかと思ひますが、それは郵便局の収支の問題でも、

相當現在は苦慮されて予算編成をされ

ないであります。それを内訳して見ます

う。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなく

思ひます。そういう点で、

私は次には郵政の行政上の運営につい

て、定員法上の問題からこれまで難渋

をしておるといふうには簡単に考えられ

ないであります。それを内訳して見ます

う。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなく

思ひます。そういう点で、

私は次には郵政の行政上の運営につい

て、定員法上の問題からこれまで難渋

をしておるといふうには簡単に考えられ

ないであります。それを内訳して見ます

う。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなく

思ひます。そういう点で、

私は次には郵政の行政上の運営につい

七年から三十四年までに三十六、米機

の墜落が八、その他四、計四十八、こ

れは申請のあつたもので権利を放棄し

て申請をしなかつたものを入れます

と、模擬爆弾の誤投下が百二十、米機墜

落が四、その他が八、合計が百三十二

で、この申請のあつたものと権利放棄

したものとの合計が百八十、こういう

ふうになつておるのであります。ま

ず、この数字の信憑性について長官か

ら御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(丸山信君) ただいまのお話の演習場関係の事故の件数でござりますが、二十七年から今日に至るまで約八年間の調達府の記録によりま

す数字といたしまして、総計百八十件

でございます。それを内訳して見ます

う。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなく

思ひます。そういう点で、

私は次には郵政の行政上の運営につい

て、定員法上の問題からこれまで難渋

をしておるといふうには簡単に考えられ

ないであります。それを内訳して見ます

う。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなく

思ひます。そういう点で、

○政府委員(丸山信君) 調達府の関係

しない方面からの数字はどのように出たか、私は存じておりませんが、た

だいま申し上げました数字は、もちろん現場の私どもの事務所の記録を基礎

といたしまして、そこから集計したものが百五十七、飛行機の事故が十一、そ

う事故が相次いで起つておるのであります。たとえば

の申詒による補償措置ということの取扱いのものが総計でお話の通り四十八件でございます。そのうち爆弾の誤投下によるものが三十六件となつて

おります。

○横川正市君 私はこれは数字の間違

いとやかく書つて、しつこくこれを云々するというのは、その数字だけの間違ではなくて、大体あなたの方で出された資料の末尾にこういふあれが記録としては最も正確なものであると私は存じております。

○横川正市君 私はこれは数字の間違

いとやかく書つて、しつこくこれを云々するというのは、その数字だけの間違ではなくて、大体あなたの方で出された資料の末尾にこういふあれが記録としては最も正確なものであると私は存じております。

○横川正市君 これは調達府の水戸調

達事務所で発表された数字と、それからこれはまあ調達府で実際に取り扱つた件数とで、先般私の方から要求して作られた資料と、この三つがそれぞ

れ数字の上で違つておるわけなん

です。いざれこれとは調達府の事務取り扱いのもので発表された内容だと思うのです。

この新聞発表のものによりますと、こ

な事故が起つております。それから調

達府で調査した、總評で発表した内容

からいきますと、先ほど言つたような

数字、昨日私が資料を要請して調達府

からいただいた資料といふのは、これ

は現在長官の説明になつた内容、こ

うふうになつておるわけであります

きな重大事故になるかは、これは御案内の通りであります。ことに米軍関係の演習では、たとえば田畠とか山林に対してジェット機が落ちて、相当大きな事故が起つております。この爆撃地に向つて目標をもつて落とすためにくるのであるから、それ以外には現在の完成された機器によつてそういう事故が起きない、こういふうに思われておるにもかかわらず、あの周辺に落ちた実情というものを見てみますと、東海村の爆撃地のおおよそ三倍から四倍の広範な地域に、今のよくな模擬爆弾の誤投下、米機の墜落、こういったことが相次いで起つて、補償問題が起きておるわけです。ですから長官としては、数字の間違いは、いや、今発表したのが一番正しいのだというようなことながら同時に、演習場の移動について、将来何か安全に保障されているんだというような言い方も、事実上私はこれは答弁を受ける側からすれば、納得がいかない問題である。この二つの点から実はお聞きをいたしておるわけです。ですから数字の間違いについても、もう少し的確に、なぜ新聞で発表された数字、これは調達局ではどなたが発表されましたか知りませんが、総評の調べによつて調査をいたしました数字、さらにつきのうあなたの方から提示された表によるところの数字、この違いがなぜ起つたのか、もう少し明確にして、実際に被害として起つた件数について明らかにしていただきたい。これはもう非常に重要な問題だと思います。

○政府委員(丸山信君) ただいま申し上げました数字の前に、調達庁筋から出たものがありまして、それが違うといふ点は私も今直ちに実情、状況をつまびらかにしておりませんので、調査の上その事情はただして御報告申し上げようと思います。ただ、統計的な数字は先生もお持ちのものと記録としては最も正確なものと考えております。なお、実は遺憾ながらこれに加うことの、今日現在で申しますと、この月曜日に二つたまが落ちております。これが追加されるとになります。この調査下、調査下される、つまり演習場の区域外に落着するという問題、そのため付近の人々、工場等いろいろの被害があることと、まさしく危険感を増大する、この問題は、実は非常な重大関心を持っています。過去のこのような事故のそのつど米軍に抗議して、その原因を調べさせ、改善方法をとらせることを、そのつどそのつどやつて参つたのでございます。特に昨年からは、何か抜本的な方法といふことをいろいろな提案をいたしまして、協議を重ねて参りました。問題は、やはり飛行機の進入方向のこと及び米軍の訓練規定にどうあるかといふこと、いろいろのことも関連あるのでございますが、それらを改めるという問題とともに、やはり今までの事故の原因の最も重要な点としては、標的の位置という問題が中心になりまして、そのことから今年当初以来、いろいろ協議を重ね、合同委員会の四月の末の会議かと思ひますが、これを現在のところから海上に移すという処置が

事故防止上最も適切であるという結論に達しまして、五月に標的を移動したところでございます。その後の状況においては、幸いにして今までの事故件数が四件、一つは海上に飛行機が墜落したということ、もう一つのあとの三件は薬莢が区域外に落ちたということでありまして、それに加えまして、実は先ほど申しましたような月曜日のものがあつた。こういうことで、今日の合同委員会でもこれに対しても原因を究明し、このことの再発することを防止する処置についての、米軍の、重大なる調査並びに検討を求めておるような次第でござります。

ことについては反省をしなければいかぬと思うのですが、しかし、事実上そういうことが毎回、しかもこれは二十七年から三十四年までの間にあなたの方でも百八十、それからその他の調査によれば二百幾つというような、そういう大きな事故が起つておるのに、それに対してもつて何らの処置も行われておらない。処置として行なつたとすれば、五千フィート場所を移動した、こういうことだ。これでは私は危険性というものがこれを払拭されたことにではなくねだらう、そういうふうに考えるわけであります。今この演習場の返還について、実際にこれはもう使用いたしましてからは、あまり日にちもたつておらないようであります。が、調達庁としてはこれの返還について積極的な私は折衝が行なわれておるだらうと思うのですが、もしそれが他に適地が設けられないとか、あるいは返還の現実的な解決ができない場合には、演習を一時中断をしてもらうというような処置こそ、当面私は必要なのではないかと思うのであります。その演習場の返還問題についての交渉と、それからこの危険な状況が繰り返されきているこの現実についてどう対処されておるのか、その点を一つ明快に答弁をしてもらつて、もしこれをおろそかにするようなことがあれば、私どもとしては、これは重大関心を持たなければならぬものであると、かように思つておりますので、その点を御答弁いただきたいと思います。

いをいたしております。その結果の現状と申しましては、この種の演習場といいたしまして、ここが地理的条件あるいは気候の条件等から、米軍としては最重要視するところの演習場であるといふことで、遺憾ながら現在のところはこの返還の見通しはついておりません。なお先ほども申しましたように、しかしながらこの演習場の区域、これをはずして弾が落ちるということはすべからざることでござりますので、この対応措置といふことは最も強くなりましても検討し、向うにも検討され、この処置を改善する最大の努力を払つておるわけございまして、単に標的を移動するということのみならず、飛行機のルート、あるいは飛行機の中の弾薬の入っているところのとびらを開けるのは、どの時期にするか、いろいろ訓練上の規定もありますが、それらのものの規定を改めるというよう努めを払ひ、なお先ほども申しましたようにそれでも防止できないのに対して、どんな措置が考えられるか、これも目下引き続き検討をしておるような状況でございます。特に東海村に隣する関係で、今お話をございましたが、飛行機のルートに關しまして、演習場のそばに原子力研究所が設置されました。そのことの配慮からいたしまして、飛行機のルートを変更して東海村の方には飛ばないという事実上の処置を講じておりますので、三十一年以降は東海村の方には、この誤投下問題の実例がなくなつてきておると私どもは考えております。

点に質問をしているわけですか、そ
の危険性の除去が方法としてそれでお
らないということを、これを私は指摘
をしているわけです。それを除去しな
くてもいいというような考え方はない
ようであります。たとえいう方法
法、こういう方法ということは考えて
おるのだけれども、それをとつてみた
けれども、やはり月曜日にまた二つ落
ちましたと、これはどうも少し事態と
いうものを甘く見てはいるのじゃないで
すか。この災害というものが起ころな
いための方法というものは、最も適時
適切に先々と手を打つていく。こうい
うことで、もつと大きな事故が起ころつ
て責任のなすり合いをするといふより
なこういう結果で事が終つてしまふ、
こんなことでは私は非常にそれぞれの
省の皆さんに対する不信感というもの
が、きわめて大きなものになつてしまふ
と思うのですよ。そうでなしに、もう
すでに実例としては最近発表されたよ
うに、原研のあの周辺に落ちたいわゆ
る弾の跡とか、あるいは飛行機の墜落
の跡とかそういうもののをずっと拾つ
てみますと、ほとんど平條にひとしい
地域に落ちて、そしてよくまあ原研
の中に飛び込まれないものだと思ふくら
いな広範な地域に事故が起つていて
わけです。今処置をとつて、落ちた二三
百の弾は東海村の方には落ちないよう
にしているのだというふうに言つて
も、それはいつまで保障できるのです
か。事故が起きるまで保障できる、事
故が起きてしまつたらこれは方法がな
きまでの保障で、起きないといふ保

危険性には私はならないと思うのです。危険性といふものをあなたが認められておつて、そしてその危険性をなくするんだと、こういうことになるなら、もっと適切なしかも強度的な処置といふものが必要なんで、研究だと検討だとかいう問題では私はないと思ふ。そのためには、あそこの演習場は、米軍にとつては気候だと何とか何とか一番いいかもわからないが、われわれとしては最も危険な場所だということを主張して、これの返還を求めるところは当然だらうと思うし、それができぬ場合には、その危険性が完全にぬぐい去られるまで演習を中止してくれきだらうと思うのです。それがなされないまま放置されているような格好だということについては、どうも私は答弁としては納得いかないのですが、もう少しこれからあの演習場をめぐつての日米合同委員会で、日本側の主張としては最終ぎりぎりこれを主張して絶対これを貰くのだと、こういうものではないのですか、持つておるのでですかがないのですか。その点を一つ明らかにしていただきたいと思います。

においてもなお最近一発のものが落ちておる。こういうものでありますので、これを防ぐにはなお一そな改善策をはからなければならない。これを目下米軍とも折衝してその対応策を検討し続けておるのであります。ただ、返還問題に關しましては、現在までのところは、先ほども申しましたような事情で、直ちにいつごろ返還になるという見通しが立つておらないのが事実でござります。この問題につきましては、なお今後折衝を続けていく考でござります。

○横川正市君　長官はこれから折衝中に、あの地域に最も憂慮すべき事態が発生しないと、こういう確信をもつて保障し得る何かがありますか。

○政府委員(丸山信君)　従来の実例、最近の事情等非常にむずかしい問題でございまして、やはり飛行機からの演習でございますから、万全の策、万全のこまかい規定によりまして、人間の行動に關することでございますから、私自身といえども、絶対にその区域外に今後は事故が起きることはないとこういう保障を申し上げることはできません。でき得る範囲内において、これをとどめるにわれわれは最善の努力を払つておる、こういうのが現状であります。

○横川正市君　交通事故で人が死ぬのに、そこへ行つて死ぬだらうといふふうに思つて交通事故にかかるて死ぬ人はいないので。やはり不時の出来事でそういう災難にあうわけであります。ところが、東海村周辺のこの地域では、この爆撃が続く限り、どこかでこの危険性が爆発をして、人命ないしは財産等に被害を与えるという可能性が

ある。地域的に言えばこれはそういう最も危険な区域だということが言えるわけであります。交通事故ならば、これは標識その他で防止できても、あそこは演習場を移転するかどうかしない限り、あるいは、もう百発百中目標に命中するのであって、どういう危険な飛行をやつても事故が起こらないといふ保障のない限り、あの地域は危険地区と目することは私はこれは当然だとと思うのです。今あなたの言うように、いや、どうも保障できない、保障できないならば、その対策は一体どうするのだ、保障のできるまで中斷をしてもらつて、議論研究するくらいは、危険性といふ問題から起る重大事故を予知して、対処するのは当然だと思うのです。その点であなたの腹のきめ方は一体どこにあるのですか。危険が起こつても仕方がない……、一つ米軍と話し合つて、なるべく危険のないよう、危険性を除去しよう、こういうような腹があるのですか、どちらなんですか。

が最も高い地域であるといふよんなところから、直ちに反瀆措置という事態にも至らぬ、と申しましても、なほこのような状況であるから、演習を中止させるといふことも直ちにはできかねる問題である。やはり私いたしましては、この演習場の使用目的通り、その区域内にとどめて区域外の事故ということに万全の策を講ずるのが当然であろう、かように考えております。

はつきりしているわけです。中曾根技術局長官の意見によりますと、全然危険性がないのだというようなことを言つておりますが、危険性があるかないかであります。これは事故の起るまでということであつて、事故が起つたときには、あああそそほ危険なんだと言つてみたところで、これはおそきに失する、重大な問題がそこにあるのだということをお安全性その他の点について検討するを指摘されて、この問題については、なにかお安全性その他の点について検討するといふことになつてゐるわけです。そういうことと合わせて考えてみますと、現在あそこに爆撃地に起こつておる問題といふのは、単に補償があまあるがら行なわれたというだけでは、これは当然私たちとしては納得いかない。きわめて高い危険度といふものがあることに存在しているのだ、こういふうちに私は指摘をして、この危険度といふものを万に一つの危険もなくなつたといふくらいに、あらゆる面から検討されて、目標的に的確に当たり得る可能性があるならば、その方法をとるべきであるし、それがないならば、その危険性を除去するための研究のできるまで、ないしは換地のできるまでの地城の演習は注意をしてもらひ、こういう考え方があつて初めて、アメリカとの間の日米合同委員会で地域を守るものとの立場としての折衝の態度といふものがきまるのぢやないか。それが非常に不明確だと私は思うわけでありますが、私の判断が間違つておるのか、あなたの言つておる事が足らなかつたので言い足りないのか、その点を一つまず明確にしていただきたいと思います。

方といたしまして、事故が起つてもおなかつてはならない。これは毛頭考えておりません。繰り返すことはあります。演舞場の区域内で済むようにしたい、区域外のところに落ちるというようなことは、容認できません。それで、これを総対用状況といふものの現状を検討して、その改善策をはかつて、それならば演習区域の外に迷惑を及ぼすことがない、こういう事態にいたしたまうことを、先般來る銳意努力を続けておるのであります。ただ、先ほど申しましたように、そのようにしておなかつ総対に防ぐところの措置、いろいろの仲間で話し合つて、それならば演習区域の外に迷惑を及ぼすことを防ぐことと、先般來る銳意努力を続けておるのであります。たゞ、先ほど申しましたように、そのようにしておなかつ総対に防ぐこととができない。しかしながら、何か演習場の外に落ちるものは防ぎ得ることのできるものがあるであろう。今までの実例の原因等をつぶさに調べてその結果の改善策をはかつていく。これによつて最善の使用状況にいたしたいと銳意努力をしておこなつておる次第でござります。

の条件といふものを見てみまして、これも決してその危険が全然ないのだ、こういうことで安全度百パーセントと決定したようには、私は文章上もそれないわけあります。そういう点から考えてみて、私は必要最上の要件としてあそこへ発電炉を置くということになれば、必要最上の要件としてあそこから爆撃地の方を除去すべきである、この要件が満たされるということが私はやはり最大の要件だろうといふうに考るわけあります。そういう点から今の答弁では納得はしませんが、将来私は最も不幸な事態が起ることをこれは懸念せざるを得ませんけれども、当面としては、それをあなたの方の方で何もできないということであるから、また別の、それぞれの関係者とで私は一応この問題については質問を他日に留保して終りたいと思います。

○委員長(中野文門君) ちょっとと速記をとめて。

午後二時二十七分速記中止

○矢嶋三義君 防衛庁長官、午前中に引き続いで少しこまかに聞いて參りましたからお答え願います。時間の関係上、私も簡単に伺いますが、あなたの答弁も簡単にお願いしたいと思います。

まず伺いたい点は、左藤防衛庁長官、伊能防衛厅長官、あなたの前任者ですが、そういう方が防衛厅長官であつた当時の防衛政策をあなたに譲りさせます。

○國務大臣(赤城宗徳君) もちろん踏
變いたしておりますが、おられませんか。
的事情によつて變わるものであります
す。政策としては、大綱はすつと踏製
いたしております。

○矢嶋三義君 岸内閣として政策が変
わつた場合別ですが、そうでない場合
における情勢下における前長官の発言
については、あなたはそれを引き続い
て責任を持ちますか持ちませんか。

○國務大臣(赤城宗徳君) もちろん、
前長官の発言に対しても、私が責任を
持つといらうのは、私がそれよりも上の
人でないのですが、防衛厅としては責
任を持ちます。

○矢嶋三義君 もう一つ伺いますが、衆議
院の質疑応答を傍聴しますというう
たの部下の発言に対しては、長官とし
て責任を持ちますか持ちませんか。

○國務大臣(赤城宗徳君) もちろん責
任は持つわけであります。

○矢嶋三義君 次に伺いますが、衆議
院の質疑応答を傍聴しますというう
たの飛行場は使える、こういふ答弁をして
いますが、八千フィートの滑走路を
持つてある飛行場は幾つありますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) お尋ねが間
違つてゐると思います。衆議院ですべ
ての飛行場が使えるということは私、
申し上げておりません。日本の飛行場
で使える飛行場がある、そして八千
フィート以上で使える飛行場は千歳、
松島、小牧であります。

か。
○國務大臣(赤城宗徳君) 浜松の飛行場は七千八百フィートであります。私は遠記録を持つておりませんが、浜松は七千八百フィートですから、大体八千フィートで使えるだらうということではなかつたかとは思いますが、正確にそなへて対処するということについては、長官として責任をとらなくちやならないだけだと、従つてロッキードはだめいかがですか。

○矢嶋三義君 その通り讀んでいます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 間違つて報告したということになります。

○矢嶋三義君 いや、いやしくも航空幕僚長とも申すべき人がですね、委員会に出席して遠記をつけたところ違ひの説明をして、そうしてわれわれに對処するということについては、長官として責任をとらなくちやならないだけだと、従つてロッキードはだめいかがですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 今私は遠記録を持つておりませんが、浜松が八千フィートで飛行場につきましては、浜松航空隊一つでござります。かように答弁して、ロッキードを否定いたしておりますが、この答弁に対しても、どういう責任をとりますか。

だという結論を、そのことだけを出して
たとは思ひません。大体使えるといら
答弁でなかつたかと思ひます。なお調
べてみます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お答えはします。
○矢嶋三義君 これはあとで見せます
から。佐藤空幕長、これはこの防衛庁

いわれるパイロットですら、免れ得ない事故というものが、正式に採用されましてから後において起つております。」こういうふうにずっと書いてある。ところで「つづりは文部省監修のものが考

のもありましょく。資料が同じじゅうあるとすれば、それは現地で乗つてが確認したものです。また資料以ひものも発見したと。こういうことであります。ここにば今乗降生産につきます。

の問題とか、いろいろそいう保安上の問題は、やはり飛行機本体が変わつておりませんので、依然としてそういう点が変わらないといふ結論が出ておりますので、逆張り別に苦論に対しても

○矢崎三義君　門叶官房長は同席しておつたはずだ。浜松以外は使えない。浜松ただ一つだという答弁。そういう、何ですか、あなた方は国会に来てお詫びと申します。その点に賜

長官の部下であり、しかも、航空関係については最高責任者ですが、ちょっとと速記録を読んでみますから防衛庁長官聞いておつて下さい。「操縦者にいろいろ研究させますと、この04の葉巻

そして、日本の国情に合ひ飛行機として、グラマンの方がよろしい。」と結論を出したのだと自信を持つて述べている。これは昨年の十月二十三日です。

ても、現実に乗つてみますといふと、大した危険はない。ゆれが少ない、すなわち飛行の安定良好である。座席内の装置の計器がよく整備されておつて、飛行前、及び飛

修正を加えるような点は発見しておらず
ません。」F-104Cは依然としていけ
ないのでということを高山という技術
課長ですが、これはちゃんと述べてあ
る。

で、国会議員を説得するのに都合がいいように、そのつどあなたの方は都合のいい答弁をするのですか。許されないことです。浜松ただ一つだけでございまして、あとは拡張しなければ非常に困難でありますと、かように答弁しておる。門叶官房長は同席しておつたはずだ。事務次官にかわってお答え願います。

性、運動性といふものは、グラマンの戦闘機と比べますと、どうしても落ちる。われわれ操縦者がが飛ぶならば、やはりこのグラマンを飛ぶといふことを、航空自衛隊の現在のパイロットが、そういういろいろの技術的要素を検討いたしまして、検討した結果においてそう申しております。アメリカにおきましては、機種は非常にたくさんござります。

よ。衆議院の決算委員会の昨年の九月二十六日の速記録では、佐藤証人は「それで私はエドワードの飛行場におきまして実際にこの飛行機のよく飛ぶ状況を見て、飛行機の性能、その他を十分確認をしております。」こういふふうに証言している。これはどうですか。何らデータが変わることなく、わった理由を納得できるように説明しよ、と云ふやうな、今はすこちよ

中の点検が容易であるというようないとも判明した。それからまた、自動装置の機能が非常に良好であつて、安がない。あるいは資料の通りでしらけれども、ほかの機種と比較しても、れほど困難を感じない。こういうことが調査の結果判明したのであります。でありますから、去年の十月の報告よりも、一年後の現地で調査した報告が、これまでより信頼してよろしく、

る。その当時からこれの脱出装置のボタンを押しますと、ほーんと操縦者が放り出されるわけですが、下では危険だというので上につけるということを言つてゐるわけです。ところが上につけければ、私はスピードその他に変化がくると思う。これはまだわからぬ、未知数でしよう。飛行機の母体が変わらないのですから、速度とか危険度は変わりませんよ。どこかのとき飛び出る

○政府委員(門叶宗雄君) 現在八千
フィート以上の飛行場は先ほど長官が
お答えになりました通り、千歳、松
島、小牧、さらに浜松におきましては

さしますし、ハイロットも五万数千人
というハイロットを擁しておられます。
その中からF-104というような飛行機
に乗れますハイロットは、選抜しまし
た優秀な戦闘機ハイロットをこれでこな

が衆議院の予算委員会で数字をあげて、開発されたという数字は、もうすこ
でに前もつて資料でいただいていると
申しましたが、日付をいいますならば

方からこれで「仕事」一貫しておこなう
ういう観点に立つてあるものでござ
ります。

といえば助かるかもしない。しかし
一機四億数千万円する飛行機がぱり落
ぱり落ちるということには、それに
は変わりがないわけです。そういうこと

大体七千八百フィートでござりますので、まあそこ辺の飛行場は八千フィート程度と見るのが適当ではなかろかと思います。なお、佐藤空幕長

たが、日本に生き残ることで、それが可能になります。日本に生き残ることはできますが、日本に生き残ることはできません。ほんと大部分のパイロットが、主力の戦闘機としての飛行機に乗れなきやなりません。すなわち、ごく

防衛庁の三十三年十月四日の資料、それに開発されたとあなたが述べておられる数字は、全部これに出ています。滑走距離から航続距離から全部出ていて

「……」
「いいとことなんですか。私は。
あなたたちは鬼の首でも取つたよ
うに、航続距離はこうなつたのだ、それ
ら滑走距離がこういふうに短くな
る」と、

が八千フィート以上の飛行場は浜松
つということを申した点につきまして
は、私たいまのところはつきり記憶
いたしておりません。

平均のパイロットが次期戦闘機に乗るということになりますと、われわれといたしましては、安心して信頼のできる飛行機、操縦者が、これならば安

る。そしてこの佐藤空襲良が証言をしたのは十月二十三日、この資料の出たあとです。どういうふうに一体これを説明するのですか。お答え願いたい。

○矢嶋三義君 記憶も何もないです。十月二十三日参議院内閣委員会の第五号、その四ページにはつきりと速記録に残つておる。まあ、あと質問があるから渡すわけにはいかない。これは事実だつたならば、あとで長官何かお答えいたしますね。速記録を見せま
すから。

心して乗れますという飛行機を選ばなければならぬ。」こういうようになれば、ロツキードを否定している。さらに、「ロツキードの104が本年一月米空軍に採用されましてから、なおかつ重大な事故が起きております。」「米空軍におきまして、テスト・パイロットあるいはきわめて優秀な第一人者と

○國務大臣（赤城宗徳君）お断りしておきますが、今の報告は十月だといふことではあります、が、調査團が帰つてきましたのが十月の二十六日であります。〔冗談じやない、一年違いますよ。」と呼ぶ者あり〕一年も違いますから、一年たつたときとそのときとのはよほど違います。資料はたとえ同じ

が予言した通り、ロッキードになれば川崎航空にくいはずのが、それが岸さんの関係でロッキードになつて、河野さんの顔を立てて、しかも製作の方は新三菱にいくであらう。ここにクロスにいくであらう、そういう政治的決定がなされるであらう、これを私は予言しておつたわけです。はたせるか、こういうことは私は許されないと思ふ。お答え願います。

の決算委員会で証人として出席した河野一郎氏並びに川島幹事長、この二人はこういふことを証言していますよ。グラマンになつたのについては、防衛庁に疑惑が持たれている、だから疑惑を一掃するために防衛庁以外の人で検討する必要がある。これを肯定することになりやしませんか。ものすごいことを証言していますよ、川島さんは、川島並びに河野一郎両氏は、日付を申し上げておきますが、昭和三十三年九

答は何十分間程度しかやつてない。三、四年にわたったこの問題で、国審員とでこれだけ問題になつて、国会議員としてこれだけ質疑應答した問題を、グランがロッキーになるにあたつては、防衛局、裝備局これら内局を中心にして微に入り細にわたつて少くとも數日間にわたる検討をして防衛局が結論を出すならばわかるけれども、單に調査団長の源田君の説明を二、三時間聞いて若干の質疑をして、直ちにその

○矢嶋三義君 ちょっとと官房長が答弁
論議がありました。この点につきましては、いろいろ検討してきました。そういう検討を重ねた結果の三時間でございます。質問も出ました。そういうことでありますから、たつた三時間だけできめたのではありませんで、七十数日も乗りこなしたそういう意見が、非常に重要な要素でもあつたといふことをお含みの上に御了承願いたいと思ひます。

えは、高山、あるいは加藤防衛局長をして、この数字はどうなのか、個別はどうなんだと検討していくば、一時間か二時間でできる問題ではないですね。
よ。防衛局長官、失礼ですけれども、あなたはそれを抑制したのでしょうか。
それがいけない。

○國務大臣（赤城宗徳君） 再々私は申し上げておるのですが、どうも御了解がないのは残念です。抑制いたしません。源田報告の中に、問題になつた点を

○國務大臣(赤城宗徳君) セつかくの
御議論ですが、それは矢嶋さんの独断
です。私の方は再々申し上げて参りま
したように、調査団を出して、その調
査団の調査報告を聞く以外には、公
正なる判断はできない。これ以上にこ
れをくつがえすべき資料は、私はない
と思います。ですから私はこれはグテ
マンに出るか、あるいはコンペアに出
るか、あるいはロッキーードに出るか、
これは私は予想はできなかつたわけで
あります。また、予想する必要もな
い、こうしたことできめたのであります
して、政治的に今名前をあげられまし
たが、そういう方がどういう動きをし
たか、私は承知していません。また、
いろいろうわさ等も聞いております。
聞いてはおりますが、今度の機種決定
だけは断じてそういうような要請や何
かによつたわけではありません。岸総
理からも、私はそういう指示は受けて
おりません。この点はいろいろうわさは
ありませんようけれども、私は今お話し
し上げておきます。

月九日衆議院の決算委員会で次の要旨
のことと証言している。この防衛庁に
はまかされない、疑惑がある、だから
この防衛庁を除いた会で検討する必要
がある。それで参考人を入れて検討す
るよう今井事務次官、それから國防
會議の広岡事務局長に指示したが、ど
うもメンバーが適当でないから、メン
バーを加えてもう一べんやれと注意を
したのだ。そういうことを私が今表現
した以上に、もう少し辛らつな言葉を
もつて証言していますよ。たとえば一
つ申し上げますと、防衛庁は疑惑を持
たれたのでありますから、防衛庁の影
響力のない委員会を作つてもらいたい
ということになりますと、川島幹事長
は言つてゐる。そして今度これを見ま
すと、ロッキードがよろしい、グラマ
ンはだめだったなどということになれば、
河野一郎、川島証人が衆議院で証言し
たことを要づけることになりますよ。
これに対して一体防衛庁の内局はいか
なる反論をしようとするのか。いかな
る責任をとろうとするのか。源田収告
は六日の夕刻なされて、防衛庁の内局
に対する約二、三時間説明がされたと

消防衛府の庁議をきめるという態度はどうしても了解できない。この点については、何らかの防衛府長官の上司としての圧力か何か加わるか、あるいは内局のだらしなさ、無責任さ、いすれかだと思う。きょうは今井事務次官はお母さんが御不幸でおいでになれたがった。加藤防衛府長は深いゆえあつてお見えになつてない。従つてこの点については、まず門叶官房長に一つお答えをいただきます。門叶官房長にお聞かせをいたしまして、それから大臣の答弁を求めます。

○國務大臣（赤城宗徳君）　門叶官房長が答える前に、私の方からお答えいたします。源田報告を聞いてから三時間近くで、府議をきめたことは事実であります。事実であります。源田調査団は七十八日検討したのです。七十八日検討いたしました。三時間でできました、二時間でできましたということだけではございません。調査団が現地において操縦したのが七十数日です。非常に熱心にこれは検討して、七十数日検討してきた結果であります。その前におきまして、防衛府の内局におきまし

する前に……。その点はわかっていますよ。それは私はわかっている。しかし、あれだけ責任と自信を持つて国防会議に具申をし、内定をし、その後国会においても対処して参った内局が、グラマンからロッキーになるにあつては、数字的な膨大な資料があると思う。それらを質疑応答するのに少くとも数日間は要すると思う。何がゆえにそういうことを要求しないかといふことですよ。そういう要求をしないで、源田さんの報告があつて、アメリカへ行って何十時間か乗つた。それで報告があつた。そして、その晩おずかに質疑応答で序議を決定する。それは無責任じゃないか。いろいろデータはあるはずだ。それらの検討がしきいに行わるべきです。どういうわけでややらなかつたかということを聞いているのです。高山技術課長がおつたら出しなさい。高山技術課長は、この前重大的な速記録を五ヵ年間とつておくから覚えていらっしゃいと言つて別れた。ところが、五ヵ年どころか、半年でく

ども、相當詳細に報告がありまへた。
それから内局からも質問があつたのであります。その質問に対しても明確なる回答を頼ります。されば、乗つておられるということになれば、乗つておられたことないのですから、操縦したことないのですから、その回答を信頼するよりほかに手はない。時間が長かつた、短かかつたという問題ではないと思います。はつきり要点については説明もあり、質問もしたのであります。それから重ねて申しますが、私抑制いたしませんから、それは内局に、列席してしませんから、した人にお聞きになつてもわかります。が、決して抑制いたしません。

○矢嶋三義君

しかば、防衛庁の責

いうことを伝えられている。承わつた

ては、白紙還元もされましたし、それ

るつと変っている。それならば、源田

りかわされました、いざれ本源用調

査団の報告に満足いたした次第でござります。

ることを言われるのですか。重ねて私は伺いましょう。さつき私が指摘しましたこの衆議院の決算委員会の速記録第9号、これで河野・川島兩証人が防衛庁を徹底的に疑惑に包む証言をしていました。あなた方を排除して検討するのです。あなた方が対して内なる委員会を作れということまで言つてゐる。いよいよグラマンがだめになつたといふことになると、それを立証することになると思う。これに対しても局は何と反論をするのですか。それからまた、從来本委員会でわれわれの質疑に答えたそれらの点は、非常な矛盾がありますよ。だから良心的な加藤防衛局長は出席しておられないのだと思う。僕は常常言つているように、あの加藤という人はりっぱな人ですよ。これがおせじを言つてゐるのではない。それは、自分が今まで衆参の委員会で述べたことを振り返つてみれば、出席できないと思う。僕は加藤さんがどういう顛をして出席しておられるかと思つて衆議院の予算委員会に行つてみると、加藤さんはお見えになつておらぬ。小松委員が質問していましたが、長官は数字に困つていた。門叶官房長がかわつてメモしておつたが、的確に行つてみたところが、加藤さんは出席しないことがアンテナにかかるつた。それからさらに衆議院の内閣委員会に今度は加藤さんがお見えになつて、いるかと思つて、私がお見えになつて、いるかと思つて、な責任を感じ、苦慮しているのだといふことがアンテナにかかるつた。は

たせるかな、けさの読売の朝刊に、ほ
かの新聞にも出ているかもしません
けれども、私は読売を見ると、加藤防
衛局長は辞意を表明した、しかしよ
うはかぜを引いたということで出席し
ていないというようなことを言つてお
りますけれども、これは真相だと思
う。防衛庁の内局あたりの責任ある地
位において働かれる人だつたならば、
すべからく加藤局長ののような態度でな
くちやならぬわけです。申し上げにく
いことをあえて申し上げますが、何の
かんばせあつて門叶官房長はそういうう
ことを言われますか。さらに、これに
関連して広岡事務局長に伺いましょ。
このグラマンがよろしいといふ資料を
作成するための、それだけの代價とし
て天川勇なる人物に十萬円を渡してい
るでしょう。これはあなたがかつて国会
において証言したところです。それ以外
に、天川勇氏から何回も講演を聞いて、
それに対して數十万円の謝金を支出し
ている。そうして、週間誌でも報ぜら
れたように、天川勘定で、大蔵省の吉
村主計官以下関係の公務員諸君が、紅
馬車その他銀座から赤坂、新橋の料亭
で、あるいはキャバレーで飲んで歩い
たということも、国会の審議において明確
になつてきている。その天川氏に
出した十万円なんというのは、全くで
たらめだつたということになるじやな
いですか。これに対して、国防会議の
事務局長にも私は責任があると思うの
です。どういう現在心境でおられるの
か。あなた方は行政責任を負わされて
いるのですよ。これは赤城さんになど
伺いますが、従来は国防会議が全責
任を持ってきめておつたのです。とこ

るが、このたびは防衛庁で決定したこと
を国防会議で承認するのだといって、全
責任を防衛庁側に持つていいつてある。
従つて、内局の責任といふものは倍加し
て参りましたよ。従つて、行政責任はそ
の角度から言えばあると言つておる。
この点は、今の答弁があつてからさら
に防衛庁長官に伺いますがね。少し、防
衛庁の内局としては責任を感じないの
か、あるいはだらしないのか、いずれか
であると思つて、私は遺憾に思つてお
るわけです。責任あるお答えを願いま
す。

いろいろよろなごとでございましたので、何らかの参考として、その性能を検討いたします際の方法論として、どういふようになります。その程度でございまして、これをもつて直ちにこの機種を事務局が引き受けようなどはございませんで、また、御承知のように、今の事務局は関係各省も事務局に参画をいたしております。その組織の上から見ましても、単なる一個人の意見がその機種選定に重大なる影響を与えるようなことは絶対にあり得ないのであります。従つて、その報酬として、先ほど来申し上げましたように、十万円は支出をいたしましたけれども、それがただいまのお尋ねの中核をなしておるところと思われます。機種選考決定に重大なる影響を来たしたといふようなことはなかつたということを、この機会に重ねてはつきりと申し上げておきたいと思います。

ぞ。いつ書いましたか。冗談じゃない。
速記録で示しなさい。

○國務大臣(赤城宗徳君) それでは心得違いかもしませんが、どなたか知りませんが、そういう議論があつたのです。それで、ともかくも、国防会議は国防計画の大綱を付議することになつております。国防会議の付議事項になつております。そこで、国防会議に第一次国防計画といふものをかけたときに、たまたまこの次期戦闘機の三百機というような問題が入つておりますから、それでどの機種をきめるかといふようなことで、これは国防会議の本来の権限ではないと思うのです。どういう戦闘を作るとか、どういうタンクを作るかというようなことまで国防会議で決定すべきものじやない、こういふ議論は、もし矢嶋委員でなかつたならば、ほかの委員からしばしば議論があつた。

○辻政信君 私が書いましたよ。

○國務大臣(赤城宗徳君) それに私は賛成したのです、筋が通っていますから。そうでないということだと、将来も悪い影響を及ぼします。でありますので、この際決定します場合に筋をもとへ戻した方がいいのではないか、こういふ意見で、防衛庁は機種は決定する、数等は国防会議で財政上の都合がありますから決定するのが適当である。機種がどれがいいかということは、これは防衛庁の責任において防衛庁が決定する。筋を通した方がいいだろ、こういうことで、今度の決定においては、防衛庁の決定したものとつ防衛会議で承認する、こういう形をとつたわけでござります。

○矢嶋三義君 それでは国民はどうな

資料を出してやつておいて、今度は防衛厅がきめたから、そこに行政責任というものが大きく出てくる。国防会議で承認した。国防会議は責任をとらうとしている。奥恵だと思う。確かにこの主力戦闘機の問題をいすれを採用するかということは、国防会議にかけなくしていいじゃないかということは、本院では今は議席を持たないが、八木幸吉君が質問しました。個人的には木村竜太郎君がそういうことを言つています。しかし、その質疑に対しても左藤防衛廳長官以下何と答えたかといふと、主力戦闘機の採用というものは、これは一つの大きな国防政策だ。しかもこれは価格の問題がある。国家財政に影響があるのであるから、防衛廳だけできめるのは不適当だ。ただ飛行機がよければ値段はどうでもいいというものじやない。価格というもののあわせを考えなければならぬ。機数も考えなければならない。従つて大きな政策的な問題であるから、国防会議にかけるのが妥当だ。しかばその根拠を示せ、こういう工合に入木幸吉君が質問しました。ところが、当時の防衛廳長官は防衛廳設置法第四十二条第二項の五号、「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」、この五号を適用してそして国防会議できめなければならぬ。かように防衛廳長官は答弁して参つたのです。何がゆえにあなたはここで急に変えたのか。だから今までの記録を見ますと、変転として価格が交つてきていますよ。雲をつ

かがよした。そういうことで一体国際会議は責任が果たせるのですか。それでは早速だと思うのだ。国際会議は責任回避のような形で、防衛庁をさめたのだから、それを承認したのだ。過去の経験からいつても、男のとるべき態度ではない。この戦闘機種の問題はあげて国際会議の責任問題ですよ。別してその議長であるところの岸内閣総理大臣、岸国際会議議長の責任はきわめて重大ですよ。これは徹底的に追及するつもりです。これは事務当局の責任の何倍も大きいものですよ。それを今までの防衛庁長官の本院におけるところの答弁をくつがえして、ただ防衛庁がやつたのだ。承認しただけだ。価格もきめないで決定する、無責任じゃないですか。そうなると国民の側から見ますと、国際会議に政治的責任もなれば、これだけ混乱させたデータを出したところの防衛庁内局についても行政責任はない。そして飛行機は河野一郎さんが非常に希望し、またこれをバックアップしている川島幹事長さんの希望するロッキードになつた。製作会社は岸さんが最も縁があつて希望しているところの新三菱にいつた。みんながいい顔になつていふことをしていふ。国民の立場になつたらまらないですよ。ということは、過去の速記録を通覽するといふとそういう結論が出てくる。何人もこれを否定することはできない。いかがですか、防衛庁長官。

機密という点は、国防会議の中にも入る問題でありますから、これはやはり防衛会議の議題になつてしかるべきじゃないか、こう思ひます。ですから前の防衛廳長官がお答えしたことと、その両方を含めています。しかし、私は機種だけはこれはやはり辻委員が言わされました通りに、もとに戻すべきものだという主張だのですから、今度は防衛庁の責任においてきめた、こういうことであります。でありますから、機数であるとか、価格の点については、これは国防会議で論議されました。決して論議されないわけではございません。しかし、ほんとうの価格といふものはこれは契約してみなければ数字は出ません。これはこの間も申し上げた通りであります。大体の予想の価格につきましては、幹事会におきましても、あるいはまた国防会議におきましても検討いたしました。検討いたしましたが、価格においても実際まだ契約いたしませんから、見方によつて違つておる点があります。それからまた公表いたしますといふことは、いろいろこれからの方針上に差し障りもないわけではありません。というのは、この間も矢鳴委員からお話をありましたが、多額の金をかけるのは、やはり税金ですから、私ども非常に安くしたいと思います。しかし、これはアメリカも負担する金でございます。アメリカの国民でもやはり負担することは、なるたけ少ない方がいいと思います。そういう点によりまして価格等についての折衝のまだ余地があります。近くそれは決定いたしたいと思いますが、その価格の公表は差し控えさしてもらいたいということ、こういうことをこの間の

○矢嶋三義君 価格のことはちょっと
あまり深く触れませんが、国防会議で
十分やらないかたといふことは、私は
非常に不満であり、疑惑を持つ。昨年
八月ロッキードが出した、これは閣達
いなく尊重させるでしょうね。グラマー
ンはだめだ。ロッキードを川島さん、
河野さんを通じて売り込むときとさ
に、ホテル・ティーで八月七日と九日
防衛庁側の今井さん、加藤さん、高橋
防衛第一課長とロッキード側のハル社
長、ハモンド副社長以下防衛庁の十数
人の幹部と二日間にわたって会つてい
る。これは私の要求に基づいて防衛庁
が出した資料です。この売り込むとき
に、ロッキード社はこういう資料を出し
たわけです。安くできると言つている。
これは当然私はロッキード社は責任を
持たなければならぬ。これを逸脱した
契約とか価格といふものはあり得ない、
この中には約七十五万六千ドルという
言葉も書いてある。それから日本航空
機工業界の現有設備ができるといふふ
うなことを書いてある。いつまでに納入
できるといふことも書いてある。それか
らさつき問題になりました脱出口につ
いてもこう書いてある。超音速飛行機
から無事にパイロットが脱出できるよ
うに、上部射出ロケット素動の座席が
準備されているとちやんと書いてあ
る。これは昨年七月から八月にロッ
キード社が防衛庁に出した資料です。
そこで衆議院の決算委員会でも、河
野さんの子分格である方々がこうい
う資料をもってロッキードがいいので
はないか、ロッキードがいいのではな
いですかと書いてあります。

用さんが行つて初めて出たのではない、価格の問題についてちゃんと書いてある。脱出口のことについてもちゃんと書いてある。これを通じて織り込んでいるわけですよ。従つてかりにロッキード社となつた場合には、ロッキード社はこのプリントについては責任を持つべきだと思う。持たすべきだと思う。それでなかつたら、あなた方はわれわれ国会にこういうものを資料として出すべきでない。責任を持つてこれをロッキード社に履行させますか。しかるに、あなたは百万ドル以上あるいはナサールをつければ百三十万ドル程度になる、予備部品を若干つければ百五十万ドルぐらいになるだろうということが伝えられている。ゆうしき問題です。機種がロッキードになりますれば、あるいは新三菱さんに契約が行きさえすれば値段はどうでもよろしいのではないかというような邪推を国民党はしますよ。お答えを願いましょ。

ことになつてない、こういうことはございません。しかし、それはかりではありますんで、実は私は六日の国防会議にも参加しておりました。そのときには価格の点も問題になりました。そのときの価格は百七万四千ドル、こういうふうになつておるより記憶いたしております。ですから今年の六月には相当変わつております……。

冒頭にこう書いておる。「少し長くなりますがけれども、この機会に詳細に一つ申し上げたいと思います。」というところから書いて、そしてあなたにぜひ聞いてお答えを願わなければならぬところは、こう書いてある。「防衛庁としては、安全部等の点からF-104は望ましくないと考えたのであります。なお、F-104につきましては、生毛河上型にこ

返して申し上げるのですが、左藤防衛庁長官が御答弁申し上げたときには、そのときに集まつた最大限のできるだけの資料を中心として検討した結果、それがよろしいだろう、こういうような結論が出たのでありますから、その通り良心的に御報告することは、これは当然であると思ひます。しかし何もとがめる必要もありませんし、これは何もとがめる必要もありませんし、

○国務大臣(赤城宗徳君) 顧問團に会いましたとこ、F-108は下調査中であるということであり、原子力飛行機は開発続行中ですが、詳細については不明であると言つております。なお念のために私は源田空幕長に聞きましたら、F-108発注を一時中止しているよう聞いております。しかし106あるいは105、ございましたとこ、これ

きりそろ書いてある。」と呼ぶ言葉が、
が足らなかつたと思ひます。浜松は先
ほど申し上げましたように七千八百
フィートであります。それからさつき
私が申し上げましたように、千歳、松
島、小牧がありますが、これはまだア
メリカから解除にならないものもあり
ます。そういうことであります。
○矢嶋三義君 だから八千フィートと
いふのは資料の上に、その当時からつ
れてゐる。

す。その問題はあとで社委員がありま
すから深入りしません。先ほどの話に
戻しまして、防衛局長官が前防衛局長
官の発言について責任を持つといふな
らば私は伺いますが、左藤前防衛局長
官は、昨年の九月十六日衆議院決算委
員会に出席してこういう証言をしてい
る。よく聞いておつて下さい。あなたの
の最近の答弁と非常な食い違いがある
から。「党の幹部から104Cについて、
これは非常にいいものだからして、も
う一度十分語を聞くように、どうも前
のときには104Aの方は聞いているが、
Cについてはあまり詳しく聞いてない
ようだから、少しでも海いを残さない
ようにな念を入れて、一応ロッキードも
日本に来て説明をしたいと熱心に言つ
ているんだから聞いたらどうだ、とい
うことなどがございましたので、念を入れ
る意味におきまして八月の七日、九日
でございましたが、私は出席いたしま
せんでしたが、私どもの幹部の者が三
回にわたりましてロッキード社から説
明を聞いたのでござります。」しかしな
おいけないということが出たと言つて
いるのです。さらにその重要な左藤前
防衛局長官の発言としては、昨年の九
月二十九日本委員会においてロッキー
ドを排撃しグラマンを支持する立場か

F—104 Cについて十分な検討を行い、さ
らに八月には、日本向のF—104 Cにて内定時と同様の見解を持ってお
る検討いたしましたが、われわれとしては内定時と同様の見解を持ってお
るのです。」こういう答弁をしてきたから言つてはいるこういう資料を出してきておりま
す。そしてこの数字と、あなたがご
の二、三日国会で答弁している数字は
変わっていない。ところが、あなたは
源田さんが乗つて見たのだから乗つて
見ただのだからと、それではパイロット
のつけた接点表を公表しようとすると、
秘密事項とおっしゃる。だからこの点
は私はいづれ源田さんにも直接聞きま
しようし、かつ国会議員が持つてある
国政調査権と審議権に基づいて審法と
法律の定めるところによつて、あくまでも
その資料をたとえ秘密会になるう
とも、私は要求するわけなんです。この前
防衛省長官の発言に對しては、防衛
省としては責任を持つべきですよ。長
官以下自民党が責任を持つべきだと政
治的並びに行政的責任を感じるべきです
よ。これは國防會議の議長の責任とは別
個にあなた方が責任を持つべきものだ
と思います。赤城長官の答弁を求めます。

る問題もあつたり、疑問もありましたから、調査團が出来て、疑問のあるような点を、あるいは問題になりましたような点特に注意して操縦し、検討いたしました結果、前の実際に操縦しないで検討したときと現実には違つてゐる、そういう点から最終の結論を出したのでありますから、そのときににおいて集め得る資料によって検討したこと、それはそれ以上の検討の方法はなかつたから当然だと思ひます。それから今度は一番欠けているのは、操縦したためしがないということになります。そうして操縦いたしましたのはかの問題になりました点などをさらに再検討いたしまして、再検討の結果、自信を持つて推薦できるというF-104Cを決定することに相なつたのでありますから、その点は御了解願えると思うのですが、どうも御了解願えなければよろしくないが、私ははつきりしていると思います。

○矢嶋三義君 この点はやや専門的なことであります。そういうことを済田空襲長から聞きました。顧問に対してもの照会の結果は、前段申し述べた通りでござります。

○矢嶋三義君 この点は時間がかかるから、次回に譲ります。この今から日本がジェット有戦闘機を開発するということは非常ペースが合わないんです。むだ金になります。この点は時間がかかります。それからヨーロッパ一とグラマンとロッキードの性の問題、これが相当時間がかかるわら、きょう割愛します。それから今まで、これから辻委員から質疑があるといいますので、最後にさつきお見せしよろ。これははつきりこういろいろ書いてある。

○委員長(中野文門君) 速記をとて。

[速記中止]

○国務大臣(赤城宗徳君) 速記を起して。

院の答弁を聞いていると、八千フィートで済むんだと鬼の首でも取つたようなことは何も源田さんの行かれる前、日本の国における飛行場でも使えるんだということを答弁されているが、そのことは一年も一年半も前からわかつておつたといふことを私は言つてゐるわけですか。そうでしょう。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私が申し上げているのは、滑走路が八千フィートで実際操縦してみると間に合つたと、大丈夫だつたと、こういうことだという意味であります。

○辻政信君 戰闘機をめぐる政治的な最高唯一の責任は岸総理にあります。従いましてこの委員会に岸総理を呼んだわけであります。この前も忌避をされ、きょうも忌避をされておる。こういう状態でありますから、私はきょうは赤城さんをいじめるつもりで質問するんぢやない。別の機会に岸総理の政治責任を問ひます。赤城長官は昔から信頼をしておつたこの調査団長の源田君は、私も最も仲のいい友人でありますから、かかる決定をした専門的な結論には私自身もあつたと言わぬ政治家であり、また、

○矢嶋三義君 時間がないから、午前中軍事顧問團に問い合わせて答えるようにお詫びいたします。すなはち、米国防総省が有人戦闘機の開発を中途においてやめてミサイル体制に切りかえつたあるといふ点についてお答え願いたいと思います。

○委員長(中野文門君) 速記を起
て。
〔速記中止〕

私はさうは赤城さんをいじめるつもりで質問するんじゃない。別の機会に岸総理の政治責任を問いますが、赤城官房は昔から信頼をしておつたうそを言わない政治家であり、また、この調査団長の源田君は、私も最も仲のいい友人でありますから、かかる決定をした専門的な結論には私自身も疑

織したためしがないということでありま
す。そうして操縦いたしまして、そ
のほかの問題になりました点などをさ
うに再検討いたしまして、再検討の結果、
自信を持って推薦できるというF-104
Cを決定することに相なつたのでありますから、その点は御了解願えると思
うのですが、どうも御了解願えなければ
ばしようがないが、私ははつきりして

の問題、これが相當時間かかるわ
ですが、これも本日は保留いたしました
で、これから辻委員から質疑がある
いいますので、最後にさつきお見せし
ると約束しました速記録をお見せし
しょう。これははつきりこういふ
に書いてある。

○辻政信君 戰闘機をめぐる政治的な最高唯一の責任は岸総理にあります。従いましてこの委員会に岸総理を呼んだわけであります。この前も忌避をされ、きょうも忌避をされておる。こういう状態でありますから、大丈夫だつたと、こういうことだといふ意味であります。

のような点を、あるいは問題になりまして、たような点が特に注意して操縦し、検討いたしました結果、前の実際に操縦しないで検討したときと現実には違つて、そういう点から最終の結論を出したのでありますから、そのときに、おいて集め得る資料によつて検討したこと、それはそれ以上の検討の方法はなかつたから当然だと思ひます。そ

○矢嶋三義君　この点はやや専門的なつて時間がかかるから、次回に譲ります。この今から日本がジェット有戦闘機を開発するということは非常ペースが合わないんです。むだ金になります。この点は時間がかかりますら、きよら割愛します。それからコ

トで済むんだと鬼の首でも取つたように滑走距離が短くなつた。だから狭い日本の国における飛行場でも使えるんだということを答弁されているが、そのことは何も源田さんの行かれる前、一年も一年半も前からわかつておつたというふうなことを私は言つてゐるわけです。そんでしよう。

返して申し上げるのですが、左藤防衛庁長官が御答弁申し上げたときには、そのときに集まつた最大限のできるだけの資料を中心として検討した結果、それがよろしいだらう、こういふようない結論が出たのでありますから、その通り良心的に御報告することは、これは何もとがめる必要もありませんし、これは当然であると思ひます。しかし何回も繰り返して言ひますが、いろいろな問題もあつたり、疑問もありましたから、調査団が出来まして、解説のある

○国務大臣(赤城元徳君) 顧問團に会いましたところ、F-108は下調査中であるということです。原子力飛行機は開発続行中ですが、詳細については不明である、と言つております。なお急のため私は源田空幕長に聞きましたら、F-108発注を一時中止しているように聞いております。しかし106あるいは105、などと開発している、これはよいかなどとあります。そういうことを源田空幕長から聞きました。(顧問)

きりそろ書いてある。」と呼ぶ。言葉
が足らなかつたと思ひます。浜松は先
ほど申し上げましたように七千八百
フィートであります。それからさつき
私が申し上げましたように、千歳、松
島、小牧がありますが、これはまだア
メリカから解除にならないものもあり
ます。そういうことであります。

○矢嶋三義君 だから八千フィートと
いうのは資料も出て、その当時からわ
かつておつたんですね。あなたの衆議
院の答弁を聞いてみると、八千フィー

大きくならないうちにこれを消しとめ
るというような、まあ通俗的な言葉に
なりますが、そういうような態勢を整
えるのが自衛隊としての責任と、こう
いうふうに考えております。

○社政信君 今、ラオスであるとかあるいは朝鮮であるとか、金門島では起ころり得るかもしけれませんが、しかし、金門島の場合でも、アメリカの責任ある当局は言明しておる、最近。もし中共が武力をもつて台湾を解放するなら、その結果は全面戦争になるとい

治の清潔、生活が安定して国民が政治に信頼しておれば、共産主義はどんなに心理戦争をかけてきても微動もしない。そういう方向に新しい概念をもつて防衛全般の政治というものをやらなければならぬ。F-186とか104とかものに目に角立てて争うことはナセンスだ。そうお考えになりませんか。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは、御説ごともつともですが、最近の御説じやないと思ひます。やはりこれは、天津

生の安定といいますか、國土が豊かで生活が豊かであると、こういうことは、何といってもこれは共産主義の侵入路がなくなることになりますから、政治の一番の要諦は、そこにあるうといふことは、これは辻委員のおっしゃる通りで、特にそれが強化されたらうといふことにつきましての御説を思います。でありますので、私どもといったしましても、そういう点に力を入れるのが至当であると。また、自衛隊といつてしましても、そういう心理戦やその他についても、よほどこれから考えなくちやならないところで検討をいたしております。戦闘機に目がしらを立てておるというけれども、戦闘機の選定で目がしらを立てておるような、私としてはそんなに騒いでおるといふようなことはございません。

局地戦争になるかならないか。必ず全面戦争になる。その全面戦争は両方とも不可能になつた。そうすれば、爆撃機が飛んでくる事態といふことも起り得ないじやないか。だから、F-104を使う場合は、実際に起こり得ない。現在においてもそう言われる。いわんや、将来これができ上がつた五年後においては、それがびしやりと出てきますよ。かつての軍が負けた原因は、大和、武藏というあの大艦巨砲主義によつて航空機を忘れておつた。その結果が出た。今や世界をあげてGMに向かおうとしておるとき、日本だけが戦闘機に夢中になつておるということは、過去において大艦巨砲が負けたと同じ失敗を繰り返す。しかも、その金は一千億だ。一体おかしいですよ。昨年の四月の国防会議の決定において、防衛庁当局はグラマンに決定してほしかつた。それを岸総理は内定にした。なぜ内定にしたかと意見を聞いた。正確な値段がわからんから内定にしたと言う。かかるに、今度はどうでしょう。値段がわからないやつを決定にして、しかも百八十機、練習機二十機、その生産会社まできめておるじゃないか。値段がわからないから決定できない、内定たとしておつた岸総理が、何がゆえに値段がわからないのにかかわらず、これを決定し、製作会社までわざかに数時間で決定したか。そこに国民が疑惑をいたくのはほんとうでしよう。いだかないほうが間違つてしまつたが、確定の価格については、これは先ほどから矢鶴委員の御質問に

も答弁いたしておりますように、契約をしてみなければ価格ははつきりしたこととは申し上げられない、これは差し控えさせていただきたい、こう申し上げているわけであります。機数の点につきましては、第一次防衛計画の中にも入っているわけでございます。しかかもだいぶ長くかかった問題でありますから、早く決定して価格も正式に決定して、そして分担率等も、アメリカ当局と相談いたしまして決定して、そしてできるならば、三十五年度の予算に頭を出したい、こういうことでありますから、そこで機数は決定いたしましたが、それから生産会社を指定いたしましたのであります。これは生産会社の指定は、国防会議が開いたことではございません。岸総理が開いたことではございません。通産大臣が生産会社を指定する、こういふらに法律に載つておりますので、池田通産大臣が私に相談を持ちかけましたから、私もその権限において通産大臣がきめられたことが適当であると、こういうことで、いろいろ条件等を検討いたしましてこれはきめたので、国防会議の議題ではございません。

調査団が行つてゐる最中、九月十五日、これはあなたの方でもわかつてゐるでしょう。源田調査団がアメリカに行つてゐるその最中に、各社が出しな予定価格、これは私の調査では、グラマンが九十万ドルと申し出でいる。ロッキードが九十五万ドルと申し出でいる、ロッキードは九十五回の競争入札の価格はこうなつてゐる。それが数日前です、一週間ほど前、多分それはロッキードにきまつてからでしよう、ロッキード社は九十五万ドルと申し込んでおつたやつを一挙に百三十万ドルに値上げをしている。それに修理部品を加えますといふと、その価格の二五%増になりますから、約百六十万ドルになるはずであります。一機五百億七千六百万円。申込価格、最初の予定価格が三億二千四百万円、それが五億七千六百万円に數日のうちにね上つた。一機当たりが二億五千二百萬円値上げをしておりますよ。しかもその結果が、アメリカにおいてロッキード社の株が急速に上がつてゐる、株が上がりつてゐる。西ドイツも同じくやうなことを経験しております。一ぱい食わされているロッキードに……。西ドイツの最初の契約は八十五万ドル、こう言ひながら、最後の価格は百三十七万ドルにはね上つて、ロッキードといふのはこういう会社なんです。こういふ会社であります。國防會議できまつた直後に、こういう現象が起つてゐる。血の出るような國民の税金、これを一体二百機作つたら一千億を突破する。かりにアメリカが二五%援助するとしても、八百億以上になりります。こういう貴重な税金で五年先の

あなたと岸さんが国民にかわってやる
んですよ。岸さんがシンガポールで宝
石を買ったのと違う。そういうやなしに、
国民の血の出るよりな八百億をもつ
て五年先の戦闘機を買う。しかも価格
はこの通りです。このロッキードに一
ぱい食わされたときに、だれが責任を
負うか。ロッキードをもうけさせ、新
三菱をもうけさせることが、政治の責
任であつてはなりません。もしあなた
は最初のロッキードの申し入れ価格が、
いよいよこれから交渉してつり上がり
た場合に、契約破棄として注文を取り
消す気持があるかどうか、國民にはつ
きり答えてもらいたい。

はなかつたのじやないかと思ひます。九十五万ドルということは聞いていません。ともかくも百万ドルをこなすとは確実であると思います。そこそこそれが何かもうけさせる意味でやったかというのですが、そういうことになると全然ありませんから、それは御了承下さいます。そこで契約をするときには、利益制限条項といいますか、あとなつて増したりなんかすることはない、これは厳にやらせない、こういう条件を入れたいと思います。

され、そうして前の約束を破つたときに、けしからぬ、破約せい、この酒が残されております。これは商売の道でありましよう。最初の約束が違つたら、破約することは、国際間においても成り立つのじないですか。それをするすると向こうに引きずり回されて、どんどん値段を上げられる。あなたの専門で気に入るのは、百万ドル以上と言ふのが気に食わない。百万ドル以上と言えば、二百万ドルもそんなんです。百万ドル以下と言ふならわかるでしょう。そういうルーズな言い方で、百万ドル以上と言ふところに、百五十、百七十、二百までいくのです。ロッキーはよろしくお願いします。

たに同情をするが、岸さんの信任の厚いあなたです。もう一度私の言うことを感情にとらわれないで、あなたは旧軍人じゃないのですから、旧軍人のような狭い考え方でこの防衛を指導されることはいけません。政治優位といふのは、あなたのようならじめな、あなたのよくなセンスの新しい、とらわれない人が旧軍人の間違いたたき直していくところに、ほんとうに政治優位の原則が生かされていく。私は今度のこの問題について、突き詰めていくと、ユニホームに責任があると思う、極端に言えば、欲しいという軍人の観点のみで、世界の動きを見ない。国の政治を考

ことはできます、小手先で。しかしそれでべテンにかけられた国民が怒つかぬ場合に、日本の防衛はどうなりますか。ほんとうに国民が納得をして、国民の心とつながる防衛でなければ、まさかのときに何の防衛になる。鐵砲がどこに向くと思つておるか。それを考えてもらいたい。正々堂々と、反対者があつたならば納得させて、疑問があつたならばそれを説いて、なぜこの重大な問題にあなたのほんとうの人格を遺憾なく發揮なさろうとしないか。実は少々がつかりした次第です。極端に言えば裏切られた。こういう感じを抱いたんだが、うそつきの天才の岸さま

七十五万六千ドルだといふのは、三百萬ドル、こういうふうに出たたといふことを私も聞いておりますが、これはロッキードが独自の見解に基づいて出した価格で、防衛庁あるいは国内製造業者等の意見を求めてことなくして算定したものであるということは、先ほど御答弁申し上げた通りであります。この中には全天候性といふことは含まれておらなかつたということは申し上げた通りであります。それから、ことの六月に白紙還元するころの価格もいろいろ比較いたしました。それは白紙還元をしてからでなくて、する前にいろいろ調査いたしたのであります。これは白紙還元にするという前提じゃありません。そのときの調査では百万ドル以上でございました。

それから、アメリカで九月十五日に九十五万ドルだつたといふよくなことは、私は全然承知していません。これ

○社政信君　たとえば少し飛躍してもせませんが、あなたはその責任だということを申し上げている。また以外に、岸総理以外にだれが決めるか。私はこの問題の解決にただの逃げ道があると思う。逃げ道とちやおかしいが、ロッキードとは、最初は安く買っておいて、まつたらどんどんつり上げていくのです。代表的な世界の悪徳商人です。そらく……。ほんとうにそうです。イツが一ぱいやられているのです。もうきれいに出ております。今まで物にならなくなる、五年間に三

七十五万六千ドルだといふのは、三百萬ドル、こういうふうに出たたといふことを私も聞いておりますが、これはロッキードが独自の見解に基づいて出した価格で、防衛庁あるいは国内製造業者等の意見を求めてことなくして算定したものであるということは、先ほど御答弁申し上げた通りであります。この中には全天候性といふことは含まれておらなかつたということは申し上げた通りであります。それから、ことの六月に白紙還元するころの価格もいろいろ比較いたしました。それは白紙還元をしてからでなくて、する前にいろいろ調査いたしたのであります。これは白紙還元にするという前提じゃありません。そのときの調査では百万ドル以上でございました。

それから、アメリカで九月十五日に九十五万ドルだつたといふよくなことは、私は全然承知していません。これ

○社政信君　たとえば少し飛躍してもせませんが、あなたはその責任だということを申し上げている。また以外に、岸総理以外にだれが決めるか。私はこの問題の解決にただの逃げ道があると思う。逃げ道とちやおかしいが、ロッキードとは、最初は安く買っておいて、まつたらどんどんつり上げていくのです。代表的な世界の悪徳商人です。そらく……。ほんとうにそうです。イツが一ぱいやれているのです。もうきれいに出ております。今まで物にならなくなる、五年間に三

藤君を除いて、へつびり腰で、何とか首を伸ばそうといふのいくじのない態度だ。これで國の運命を誤っちゃいけませんよ。

あなたは最近二つのことをやつておられる。赤城さんに似合はね二つのことをやつておられる。その一つはサイドワインダーの持ち込みです。なぜ壁々とやらせませんか、反対を押しきつて。正しいと思ふなら。それを人の目をこまかして、裏をかくようアメリカの基地へこつそり運んできた。あざやかに一ぱい食わした。第一には、わずかに五時間でこの一千億もの買いものを決定した。内定じやない。この二つは、だれにもできなかつた芸当です。赤城さんがやられて、私はあつとみのを決定すよ。ほんとうに。あなたのような人がこんなばかなことをするはずがない。正々堂々と、くだらぬ手段は用ひずにやるだろ、こう思つておつたのです。それができておらない。

ん、その岸さんと机を並べておると赤城さんまでもの狂いになつたか。こういう感じを抱いたんだ。これはあなたの方を信頼しておつた社個人のみではないですよ。（矢嶋三義君「矢嶋もだ」と呼ぶ）国民の大多数が赤城さんに期待をしておつた。その赤城さんが岸さんと同じように泥沼に入つたかという感じを国民に与えた。これが惜しい。答弁は求めません、時間がありませんから。総理に対する質問は他日に譲つて、きょうはこれで終わつておきます。

布されておるわけであります。従いまして、掛金の問題をめぐらしてます防衛庁に伺いたいわけであります。この二号一齊昇給したということが事実となれば、またそれに伴なつていろいろ問題も出て参ると思いますが、その立場に立つて、まず、防衛庁では個々の職員が受け取る給与の中から、従来恩給の国庫納付金二%を差し引いておつたのかどうか。どうも、聞きますと、一般の国家公務員とは全く違った形で国庫納付金が納まつておるようですが、その点をまずお伺いしたいと思います。

か、あるいは表彰を受けた場合とか、そういう場合に特別昇給をいたしております。それから第二点のお尋ねの、恩給納金のことござりますが、これは御案内の通り、防衛廳職員、特に自衛官の職務上の特殊性に基づきまして、恩給納金を従来から、給与の中から差し引いたもので勘定をいたしております。それをことしの四月に給与改訂をいたしました際に、それを外にはじき出しまして、別にこれを徴収すると、こういうふうな方式に改めたわけであります。ただいまのところはそういうことになつております。

○鶴園哲夫君 そうしますと、従来は給与の額の中には2%の国庫納付金の分は入つていなかつた、こういうことでござりますか。

○説明員(山本幸雄君) 一たん支給して、改めて納金させるという方式ではなくて、あらかじめ給与の額を出ししまするときに、2%を先に差し引いてしまつてある、そしてその給与の額が表示されておる、こういうことになつておつたわけであります。

○鶴園哲夫君 くどいようであります
が、俸給額の中には入つていなかつたわけありますか。個々の人が受け取れる俸給額の中には入つてなかつたわけですか。

○説明員(山本幸雄君) 従来の、つまりこの四月一日に改正をいたしまする前の俸給表示の中では、つまり恩給法に基づくところの2%の天引きをするにしておつた、したものが表示されておつた、こういうことなんであります。

○鶴園哲夫君 そうしますと、その二%を繰り入れたというのは、俸給表を変えたわけですか。

○説明員(山本幸雄君) つまり従来の俸給額は二%をすでに引いて、その額で俸給額がきまっておったわけでありますが、四月一日以降は、それを引かなくて、俸給額を表示し、その俸給額から今度は改めて引くと、こういう恰好に直したわけでござります。それが、今までの一般公務員と同じような方式に改めた、こういうわけでござります。

○鶴園哲夫君 何か防衛庁の今度の共済組合の負担金、掛金は四・七%になるわけですね。二%では一号俸にならない。しかし四・七%だと、どうも一号になる。で、一号上がったというようならうなわざがだいぶ流布されている。

四・七%がちょうど一号俸に当たる。

従来も、今お話しのように、形としては、受け取れる金の中から二%を払っていくということで、はなくして、別に差つ引かれたというような形になつておるものですからして、今度、どうもこういうことで一号上がったのいやないかというわざがあるので、それは間違いだということでありますか。

○説明員(山本幸雄君) それは全然間違いでございません。これはどうして私誤解を生んだのかと思つて、不思議でたまらないのでございますが、まあいろいろ、どうしてそういう誤解を生んだのか、考えてみますに、実は私の方の定期昇給の発令をいたしまする場合に、個人別に実は辞令を自衛官については出さないで、個別命令といふことで、各自衛隊の公報にずっと名前が出

昇給の分、十月一日付の定期昇給の分が誤解を受けたのではなからうかと、こういうように想像をいたしておるわけですが、いずれにいたしましても、そういう全員一号昇給ということは絶対にいたしておりません。ただいま申し上げたように、百人程度の者が四月以降、ずっと全部拾いまして、その程度の者がそれを事由に該当して特別昇給したという程度でございます。

○横川正市君 紙与局長にちょっとお尋ねいたしますが、俸給表のうちの自衛官の俸給表は、その定めるところに従つて本俸、地域給、家族手当といふようなものでそれぞれ俸給表というものがきめられていると思うわけですが、自衛官の場合だけはそのきめられた俸給から恩給納金をかけるといふことでなしに、それだけは別にして総体のものから引き去つたもので給与体系を作り、その総額を頭にかけて恩給局にこれを納付する、こういうような方式で給与の支給を行なつてゐるようになりますが、その点は人事院としてそういうことで俸給が支給されているとお考えになつていただけますか。

○政府委員(森本忠男君) 防衛庁は特別職でございまして、人事院の所管外なんでございます。従いまして、この問題は、むしろ防衛庁当局と大蔵省給与課の方でいろいろ御相談になつて事務的にお話になつてゐる。最後は国会の御審議を経て御決定になるわけでございますが、そういう経過を経ておるのであります。むしろ、そちらの方にお聞きになつていただき方がよろ

考までに申し上げますならば、人事院
がかつていたしましたいわゆる恩給の
勧告というのがあるのでございますが、ただ参
が、この前段といたしましてマイヤー
ス勧告というのがございます。そのと
きには給与の中から恩給の掛金をさ
りいてそれを納付するというのでは、
非常に手間がかかることであるから、
あらかじめその部分を給与からさり引
いておく、そしてそれを恩給の掛金の
財源に充てる、いわゆる無換出制とい
う方法がとられたわけであります。が、
そういう方法も方法としてはわれわれ
あり得ると思つております。

○横川正市君 大蔵省の給与課長に今
と同じ問題について質問いたしました。
○説明員(船後正道君) ただいま人事
院の給与局長から御説明ございました
ように、自衛官は特別職といたします
て、一般職の国家公務員の給与法とは
やはり別体系の防衛庁の職員給与法の
規律を受けております。この防衛庁の
職員給与法のうちで、自衛官につきま
しては、全員がいわゆる恩給公務員で
ございます。従いましてこの俸給表を
作成いたします場合に、全員が恩給公
務員であり、国庫納金を出すならば、
個人に渡してから取るよりは、俸給表
の作成過程におきましてその部分を差
し引いた俸給表を作るという方針のも
とに、従来自衛官の俸給表が作られて
おった次第でございます。それにつきま
しては、他の給与法体系とは相当に
やり方が違いますので、まあとかく誤
解もございました、批判もございました
た。そこでことしの四月一日の防衛庁
の職員給与法改正の際に、一般公務員
と同様のやり方でもつて、俸給表の中

には一般公務員と同様の計算をやつて職員に俸給を渡してからあらためて国庫納金を納めるというシステムに改めた次第でございます。

事実問題として存する次第でござりますので、従いましてその中斷された説明会等をこの際続行いたしたい。そうして十分御納得いくまでわれわれの説明を続け、その席上でもうつて質疑を交していくということにいたしまして、実は本月の六日に第一回の説明会も開いたのでござりますが、その後第二回目を一昨日催す予定でおりましたが、遺憾ながらまだ国公共園の方々の御出席が得られなかつたので、目下これまた中斷の状態にある、こういう事態に

いて説明をしていけば解決するんだと
いうようなことにはなりがたいのじや
ないかというふうに思つておるんです
が、それだけでいいというふうなお話
です。ですが、もう少し何かお考えがあつ
ていいのじやないかと思うのです。

○説明員(船後正道君) 千分の四十四
につきましては、もちろん恩給当時の
千分の二十という国庫納金に比較いた
しまして約二・二倍に増徴しておるわ
けでござります。しかしながらこの点
につきましては、これは現在の共済組
合法の給付を前提といたします限り、
これは保険理数に基づきまして算出さ
れた数字でござります。従いましてこ
れにもし問題があるといたしますね
ば、どこまでも問題は技術的な問題と
して解決していく必要がある、かよう
に存じます。なおまた四・四%もすで
に発足いたしております。他の現業組

からといって高過ぎるというようなことはないといふようなお話しですが、これは五年ごとに再計算するということになつております。またその途中に公務員共済組合の話し合いで、四十四にならない、四十三とか四十一とかいうことになるならば、それを掛金としてすることもやぶさかでないというふうには、うなことも言つておられるわけであつて、従つて四・四というのは絶対に融資をすぐからざるものだといふうには考えられない。従つて今公務員の側でいろいろ不満なことがありますのは、ともかく四・四というのを高いし、もつと内容について突っ込んでいろいろお聞きしたいということもありますが、何しろ高いということなんですかね。らして、もし私が申し上げたよろしく、四・四というのが動かすべからずあるものじやないといふようにするならば動かしてもいいんだ、ある程度暫定的なものだということであれば、ここで四十くらいの暫定の掛金にして、そしてじっくり話を聞いて掛金をきめて、差しつかえないんじやないか、こうふうに思ひます。それについてはどうですか。

で、ここで私、詳細に述べるわけに参
ねと思いますが、やはり組合員に関
する過去の退職、死亡その他の種
類の統計数字を用いまして、これを統
計的に処理した上でもつて算出いたし
いくわけございますから、従いま
してその過程におきましては、そい
た統計処理の問題等につきまして確
実の意見はあらうと存じます。しかし
て私どもいたしましては、事務的に
もこれが正正しい、合理的であるとい
ふ方法に基づきまして算出した次第で
ございまして、現段階におきましては
の四十四が非現業の連合会加入組合
つきましては正しい数字である、かよ
うに信じております。しかしながら
これは計算上の問題でござります
ら、意見はたくさんあるであらう。
たその意見の結果によつて、この四
四からあるいは四十五になるかもし
ない、四十三になるかもしないと
うこともあり得るだらう、かように
は申しております。そういつた四十
になる、四十三になるということよ
は、むしろそうなることがより合理
であるといふならば、それをとるべ
であろうかと存じます。かような範
から、私ども皆様方にも説明会をよ
聞いていただきまして、そうして問
点を煮詰まるまで論議しようじやな
か、かように申している次第であり

と常引單れきい　まい題く点き的り五私いれ十まか、よにこどう最、々つして計々しち

で、十月の当初よりもさらに事態は遺憾な状態になつてゐると思うのです。それを今給与課長のお話しのような形では、解決していかないのじやないか。従つて私が申し上げているように高いという感じを持つてゐる。ともかく高いという感じを持つてゐる。従つてともかく暫定的に四十くらいにして、そして話し合いを進めていつて、その中できました場合には、それを行つた場合には、それを行つた場合には、それができないといふことは、どうも解せない、こういうふうに思います。

○説明員(船後正道君) 先ほども申し上げましたように、千分の四十四は、現段階におきましては、法の規定によって算出された数字でござりますし、これを連合会の定款で記載いたしましたが、それを決定いたしました手続につきましては、適法である、かように考えておりません。そこで、今当局としましては、これをたな上げして、ほかの算定期率でもつて取るといふような考えは持つております。しかし、どうも解せない、こういうふうに思います。

○鶴園哲夫君 そういう考え方では、先ほど来私が申し上げているように、今の状態ということは解決できないのじやないか、このことを最後に申し上げておきたいと思います。

○横川正市君 一点だけですが、法の定めるところによつてきめられたから、適法であるといふに考えていい。そういう考え方には、なるほどあなたの方でとつた内容ですから、私の方では違法だといつておそらくやらなかつたであらうと思ひます。取扱い方

については相当疑義を持つてゐる問題だと思います。ですからそういう点からいつて、私は今鶴園君の質問に対してもかく暫定的に四十くらいにして、そういうような気持があるならば、これの答弁を、あなたの方ではこれでもつてあくまでも押し通してしまうのだ。こ

かもわからませんが、適法一點張りで抑せない幾多の問題があるから、次善の策としては、あなたの方で話し合いたところもある。それができないといふことは、どうも解せない、こういうふうに思います。

郵政省設置法の一部を改正する法律案 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十一条中第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

十一月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第六号)(第七号)

一、公務員の寒冷地手当に關する請願(第八号)(第三十六号)(第七十五号)(第一〇一號)(第一一〇号)

一、内地免病結核患者の増加恩給に

関する請願(第三一号)

一、滋賀県の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給基準是正に關する請願(第三五号)

一、農林省勤務の定員外職員の定員化に關する請願(第九九号)(第一一〇号)(第一〇七号)

一、追放解除教職員の恩給に關する請願(第一一二号)(第一一三号)

一、軍人恩給の加算制復元等に關す

第六号 昭和三十四年十月二十六日 受理 軍人恩給の加算制復元に關する請願

請願者 新潟県高田市東城町二七七
植木寿雄外七百五十名

紹介議員 佐藤芳男君 七名

十一月六日本委員会に左の案件を付託された。

この法律は、既に臨時恩給等調査会の開催するかもわからぬので、その問題は派生的につつて、その點はやはりこれから話をとことんまでしようじやないか、こ

ういうふうになつていてるのだろうと思ふので、その点はやはりこれから話をとことんまでしようじやないか、こ

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一〇号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（十
九通）

紹介議員 新潟県北魚沼郡駒之内町長 森山政吉外九名
請願者 新潟県北魚沼郡駒之内町長 森山政吉外九名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一一号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（四
十四通）

紹介議員 小林 孝平君
請願者 新潟県南魚沼郡小出町 小出島三七六 濱沼喜
市郎外四十三名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（四
十四通）

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（四
十四通）

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

紹介議員 武内 五郎君
請願者 新潟市万代島全農林勞働組合新潟県本部日本海区水產研究會所分會内 屋形哲男外六十九名
紹介議員 清澤俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十日受付
公務員の寒冷地手当に関する請願（七
十通）

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三二号 昭和三十四年十月二十六日受付
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願
紹介議員 清澤俊英君
請願者 新潟県柏崎市大久保立新潟療養所内 長谷川正欽外一名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一〇六号 昭和三十四年十月二十日受付
支給の基準になる寒冷級地と寒冷地手当の支給率は、この法律制定以来ずっと置かれたままであるため、寒冷地に勤務する公務員の生活は著しく困難なものとなつてゐる。また支給地域区分についても本県湖北と北陸地方とは気象条件がほとんど同一であるにもかかわらず北陸地方と級差のあることはまさに不公平であると思料される。な
お、これが法律の一部改正の際に、寒冷地手当の現行支給率、支給地域区分等の不合理、不均衡について根本的検討を加えられたいとの付帯決議に基
き、近く人事院においては、級地是正のための作業に着手する模様であるが、この際今まで滋賀県のおかれてきた不利な級地を是正されるとともに現行の寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の支給基準を現状に即したものに改められたいとの請願。

第一一二三号 昭和三十四年十月二十日受付
農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 野別府重敏外二名
請願者 福岡県朝倉郡朝倉村宮崎
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一一六八号 昭和三十四年十月二十日受付
農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 吉田法輔君
請願者 福岡県甘木市安上浦三五四
草塚光子外百六
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。
第一一〇七号 昭和三十四年十月二十日受付
農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 小柳勇君
請願者 福岡県八女市大字忠見
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。
第一一九号 昭和三十四年十月二十七日受付
農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 大阪俊夫
請願者 福岡県相馬市黒木田一
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。
第一一二二号 昭和三十四年十月二十日受付
農林省勤務の定員外職員の定員化に関する請願
紹介議員 下村定君
請願者 東京都昭島市坪島町四〇七一第七連合支
部内平井亮助外七十
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。
第一一六八号 昭和三十四年十月二十日受付
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
紹介議員 野田俊作君
請願者 福岡県鞍手郡若宮町吉
この請願の趣旨は、第一一二二号と同じである。

第一一二三号 昭和三十四年十月二十日受付
追放解除教職員の恩給に関する請願
紹介議員 田中銀治外六十八名
請願者 新潟県小千谷市横町
この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第一一二四号 昭和三十四年十月二十日受付
外職員といふ身分に格付されているので、公務員制度改革の問題と定員化をからませているために定員内になれる望みがうすれようとしているが、「行政機関定員法」というわざわざあつて、このため教職を追放されたもので追放解除により再度復職して現在に至つて、そのための給与身分の待遇を改善するため、(一)教職復帰から昭和三十三年九月に至るまで受給した恩給の返還を停止するよう現行恩給法を改正すること、

昭和三十四年十一月二十日印刷

昭和三十四年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局